

第七十一回国会 大蔵委員会

議録 第三十六号

昭和四十八年六月一日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長代理

理事 村山 達雄君

理事 大村 裕治君

理事 阿部 助哉君

宇野 宗佑君

金子 一平君

小泉純一郎君

塙谷 一夫君

渡海元三郎君

野田 稔君

村岡 兼造君

佐藤 篤樹君

廣瀬 秀吉君

山田 曜司君

広沢 直樹君

竹本 孫一君

内海 清君

中川 一郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

塙田 庄平君

村山 喜一君

増本 一彦君

内海 清君

委員の異動

五月三十一日

辞任

同日

同日

同日

同日

同日

する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案について、

国家公務員共済組合連合会理事長竹村忠一君に参考人として出席を求め、その意見を聴取することとし、その日につきましては、委員長に御願いいたと存じますが、これに御異議ありませんか。

〇木村(武千代)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤(鏡)委員 まず、事務当局でけつとうでござりますけれども、いま国家公務員、それから公

企体の職員で年金をもらっている人は一体平均幾らくらいの年金をもらっているのか、まずその点からお伺いしたい。

○辻政府委員 国家公務員共済組合の年金について申し上げますと、四十七年度の退職者は、これは

国家公務員共済組合の連合会の一般職員でございますが、その退職年金の平均額について見ますと、大体六万四千円程度というふうに見込まれております。

○辻政府委員 国家公務員共済組合の年金について申し上げますと、四十七年度の退職者は、これは

国家公務員共済組合の連合会の一般職員でございますが、その退職年金の平均額について見ますと、大体六万四千円程度といふふうに見込まれております。

○辻政府委員 公企体は三つございまして、まず専売でございますが、専売の平均が五十三万一千二百九十六円、国鉄の平均が四十六万八千八百六十円、電電が六十四万二千三百円になつております。

○佐藤(鏡)委員 大蔵大臣、いまお伺いをしたように、国家公務員共済組合の場合には平均六万円——これは月額ですね。

○辻政府委員 月額でござります。

○佐藤(鏡)委員 そらしますと、年間七十二万円。公企体の場合には、いまお話をありましたように、専売が五十三万、それから国鉄の場合が四十六万、電電が六十四万、こういった平均になつてゐるわけでありますけれども、大臣御存じのように、このような物価高で、前年同月比一〇%、こういった異常なインフレ下で、かかる年金の額、というのは一体どういうようなものであろうか。

大臣、この年金で暮らしていらっしゃる方々はどういうふうに感じていらっしゃるだろうか。その辺の大蔵のます感覚みたいなものをお伺いしたい

わけあります。

○愛知國務大臣 感覚的には非常に低いといふ感覚を一般的に持つておられると思いますが、同時に、これは從来からの恩給制度、それに淵源

出席政府委員	大蔵大臣 愛知 握一君	本日の会議に付した案件
出席政府委員	大蔵政務次官 山本 幸雄君	参考人出頭要求に関する件
出席政府委員	大蔵省主計局次官 辻 敬一君	昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一 部を改正する法律案(内閣提出第六五号)
出席政府委員	運輸政務次官 佐藤 文生君	共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九九号)
出席政府委員	運輸省鉄道監督 住田 正二君	共済組合法に規定する公共企業体職員等の額の改定に関する法律案(内閣提出第六五号)
委員外の出席者	大蔵省理財局長 篠田 信義君	参考人出席要求に関する件についておはかりいたしました。
委員外の出席者	大蔵委員会調査室長 末松 經正君	すなわち、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第六五号)
委員外の出席者	大蔵委員会調査室長 末松 經正君	質疑の通告がありますので、順次これを許します。

を発しているところの年金制度であるし、また各種のその他の年金とのバランスといふやうなものを考えまして、現在のところこういうふうな年の実額になつてゐるということは、御承知のとおりの事情でござりますから、一律に現在物価が異常な状況を示してはいるからといって、これをそれだからどうこうするということにはいかないのでないだらうか、こういうふうに考えます。

○佐藤(鶴)委員 今日の制度ができるまでにもいろいろな変遷をたどつておるわけですから、物価高だからといってすぐそれでは幾ら上がるといふには歴史的にはそう簡単にはいかぬと私も思ひます。しかし、おそらくいまは異常なこのインフレ、これは私は異常だと思いますし、これがある程度考へなければいけない方向にあると思ひますが、少なくとも日本が高度成長政策をとっている限り、このインフレというのは度合いによつて一度合いは違うにしても、いずれにしろやはりインフレに悩まされる将来だらうと思うのです。そこで、やはりこのインフレに強い年金制度と申しますか、そういうものを今後つくつていく必要があるであらう。

それで、大臣御存じのように、国家公務員共済組合法の第一条の二、年金額の改定、この法律によると、年金額は若干なりともアップしておるわけでありま

す。四十二年が対前年増加率一〇%、四十三年が九・〇九、四十四年が二〇・六七、四十五年が八・七五、四十六年が八・四〇、四十七年が一月からは二三・四%上がるということです。○一、それで今度の法案が通れば四十八年の十二月からも、まだまだ世界的な水準に比べますと低い。しかも、あとからお伺いしますように、賃金スライド制というものが成文化されて法律の中に入つて、なかなか公通のルールを見出しが何ぶんにも各年金制度それぞれ目的も違いますし、沿革も違つております。給付の水準等も違つておりますので、なかなか公通のルールを見出しが困難なわけでございます。

そこで、ただいまのところはグループ別に考えて、民間グループ、公務員グループというふうに分けて検討を行なつてゐる段階でございます。民間につきましては、御承知のように別途法律案の改正をお願いいたしておりますが、厚生年金につきましては、物価スライドといふ規定を今度御提案を申し上げておるわけでございます。公務員グループにつきましては、いろいろと議論をいたしましたけれども、こういったようなところでは、どういうふうな方向をいま見出しているのか、事務当局でけつこうですかお答え願います。

○要知國務大臣 年金の額の実質価値を維持、確保しなければならないというものは当然な話でございまして、たゞいまお示しのとおり、このところは、いまお読み上げになりました條文な

どを総合勘案いたしまして、四十六年度と四十七年度の公務員の給与改善率に伴つて、恩給の引き上げにならった年金額の兩年度合わせて二三・四%の引き上げをやつておることは御承知のとおりでございます。これはいわゆる賃金自動スライド制をとつておるといふやうなものではございませんけれども、やはり恩給改定に歩調を合わせて、かつ恩給改定といふものが公務員の給与改善率に伴つて考へられるわけでござります。

○佐藤(鶴)委員 その問題に移る前に、もう少し前段でお話を聞きしておきたいのでありますけれども、確かにいま大臣が言われましたように、国家公務員の給与が上がるに従いまして、年金の額は若干なりともアップしておるわけであります。四十二年が対前年増加率一〇%、四十三年が九・〇九、四十四年が二〇・六七、四十五年が八・七五、四十六年が八・四〇、四十七年が一

月からは二三・四%上がるということです。そこで、いろいろわが国の年金制度が分かれておりますので、ただいま御指摘のように、公的年金制度調整連絡会議等におきまして、いろいろこの問題について議論をいたしたところでございます。そこで、たゞいまのところはグループ別に考えて、民間グループ、公務員グループといふように分けて検討を行なつてゐる段階でございます。民間につきましては、御承知のように別途法律案の改正をお願いいたしておりますが、厚生年金につきましては、物価スライドといふ規定を今度御提案を申し上げておるわけでございます。公務員グループにつきましては、いろいろと議論をいたしましたけれども、先ほどお示したなかでございましたように、このところ数年は、恩給にならいまして公務員の給与等を基準にして改定してきた経緯もございますし、一方、公的年金制度の根幹でござります厚生年金につきまして、物価スライドといふことを導入した経緯もござります。

毎年にわたりまして年金額の改定をお願いいたしまして、実質価値の維持、確保につとめてきましたが、いろいろ問題があるわけでござります。

ただそのやり方につきまして、自動的に行なうのがよいか、あるいは政策的に行なうのがよい、いろいろ問題があるわけでございまして、実質的に自動的に行なう場合でも、物価を基準にすること、かように考へている次第でございます。

○佐藤(鶴)委員 そこで、先ほど一番冒頭に私が述べたところは、何らかの他の職業に再びつながるを得ない現状だとと思うわけであります。公的年金でござりますけれども、政策的にスライドを行なつておる国でございます。イギリスのところはさようござります。それから賃金とスライドをしているところもござります。フランスのようなところはさようござりますし、物価を基準にしているところ、たとえばスウェーデンのようなどころは、さういふくなつておるわけでございます。

そこで、いろいろわが国の年金制度が分かれておりますので、ただいま御指摘のように、公的年金制度調整連絡会議等におきまして、いろいろこの問題について議論をいたしたところでござります。そこで、たゞいまのところはグループ別に考えて、民間グループ、公務員グループといふように分けて検討を行なつておる段階でございま

すが、何ぶんにも各年金制度それぞれ目的も違いますし、沿革も違つております。給付の水準等も違つておりますので、なかなか公通のルールを見出しが困難なわけでございます。

そこで、たゞいまのところはグループ別に考えて、民間グループ、公務員グループといふように分けて検討を行なつておる段階でございま

すが、何ぶんにも各年金制度それぞれ目的も違いますし、沿革も違つております。給付の水準等も違つておりますので、なかなか公通のルールを見出しが困難なわけでございます。

そこで、たゞいまのところはグループ別に考えて、民間グループ、公務員グループといふように分けて検討を行なつておる段階でございま

すが、何ぶんにも各年金制度それぞれ目的も違いますし、沿革も違つております。給付の水準等も違つておりますので、なかなか公通のルールを見出しが困難なわけでございます。

そこで、たゞいまのところはグループ別に考えて、民間グループ、公務員グループといふように分けて検討を行なつておる段階でございま

すが、何ぶんにも各年金制度それぞれ目的も違いますし、沿革も違つております。給付の水準等も違つておりますので、なかなか公通のルールを見出しが困難なわけでございます。

ざいますので、今回スライド規定を設けておりません。このスライド問題をどうするかにつきましては、なお公的年金制度調整連絡会議あるいは関係審議会等にはかりまして、今後の問題としてさらに検討してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○佐藤(鶴)委員 そこで、先ほど一番冒頭に私が述べたところは、何らかの他の職業に再びつながるを得ない現状だとと思うわけであります。この年金生活者にとって、物価高といふのが何といつても一番生活に堪えるわけであります。ここで物価高がどうして起るか、インフレはなぜ起るかといふことについて詳しい論及は避けるいたしましたが、大臣、いかがですか、現状の非常に進んでおるインフレあるいは物価高、これは何といつても政府の今日までのいろいろな政策、金融政策もありますし、そのほかいろいろな政策が今日のこの状態をあらしめたのじやないか。これはまた来週水曜日、日銀総裁なり全銀協の連合会長なりあるいは大蔵大臣と、現在のこの異常な物価高についてじっくり論議をしたいと思うわけでありますけれども、賃金あるいは物価、これにスライドをした年金を支給するたまに、当然財源としては国が負担すべきである、こう考へるわけでありますけれども、大臣のお考へはいかがでございましょうか。

○要知國務大臣 問題は二つあると思うのですが、年金の実質価値を維持してインフレに対抗していくにはどうしたらいいか。これについては、ただいま政府委員からもお答えいたしましたように、いろいろの角度から各年金相互間のバランスなどを考へ、あるいは物価スライド制といふのをどういふうに考へていくかということを前向きに検討していくかなければならないと思うわけ

それからもう一つは、そういう場合の財源措置でございますが、これはやはり保険制度というもの、あるいは共済制度といらもの的根本的考え方として、足らずまでは財源はすべて国が持つという考え方はいかがかと思うわけでございまして、その辺のところはまた十分いろいろな点から論議をしていかなければなるまい、かように考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 現状は残念ながら、いま大臣が言われたように、保険制度、共済制度としてまだ社会保障という段階まできてないわけであります。このこと自体が私は非常に問題だと思うわけでありますけれども、しかし、国民にとってみれば、自分たちの生活を一番脅かしている物価高といふのは、政府の政策が非常に大きなウエートを持っている以上、それに伴いますところの生活の窮屈といふのは政府が責任を持つべきではないか、こう考へるわけであります。特に先ほど大臣も言わされましたように、本年度の恩給法の改正に伴いまして、国家公務員共済あるいは公企体の共済についても二三・四%給付額が上がるわけでありますけれども、その財源といふのは一体どこからくるのか。これは今度の改正の第八条、費用の負担のことと関連をするわけでありますけれども、そのあたり、今度の二三・四%の引き上げの費用負担はどういうことになるのか、その点についてお伺いしたい。

○辻政府委員 ただいまお尋ねの今回の年金額の改定によりまして増加いたしました費用の負担につきましては、従来からこういう方式でやっております。つまり新しい共済組合法ができました昭和三十四年以前の期間にかかるります分は、これは國が負担するということになつております。その以前の制度は、官吏についての恩給制度と同様でございまして、雇用人について旧共済組合制度があつたという關係がござりますので、いわば事業主としての國が負担をする、こういたまえになつております。

それから新しい法律ができるまつたあの期間にかかるります分は、新法は社会保険制度として新しく出発したわけでござりますので、他の公的年金制度、厚生年金等と同様に三者で負担をする。三者と申しますのは、国庫としての國と事業主としての國と、それから共済組合の三者でございまして、それによつて負担する、がようなたで見えなつておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 ところが私は、各組合にとってみて、長短合わせてみて共済に納める負担金といふものはもうある程度限界にきておるのではないか、こういうことを思つておるわけですね。ちなみに、国家公務員に話を限れば、長期の負担率、短期給付の負担率、これは最高は、いろいろあるわけであります。それがどういうふうになつておるか。○辻政府委員 長期のほうの掛け金につきましては、連合会の加入組合については共済組合員の負担になつておる分が俸給の千分の四十四でござります。それから短期の掛け金につきましては、大体いま平均が千分の三十五程度でござりますが、最高が千分の四十一、最低が千分の二十八という事になつております。

○佐藤(観)委員 そうしますと、これはたとえば短期給付の平均の千分の三十五を足しまして、長期給付が千分の四十四ですから千分の七十九といふ数字になるわけです。あるいは最高の部分をとりますと千分の八十五という数字になるわけであります。これを十二カ月、一年分にしますとかなりな額になるわけです。この辺からもうすでにある程度個人で負担する限界といふのにきているのではないか。合計が千分の七十九、約千分の八十分の給料のうち約一ヶ月に近い額を短期給付あるいは長期給付のために共済に納めなければいかぬ、こういう計算になるわけであります。こうしたことから、私はもういまいわれておるようになりますから、これは計算をしてみますと一年を見直しをしていく必要があるのではないか。これに弱いのではないか。この辺でやはり制度自体に立派な問題があるわけでありますけれども、この点について大臣、いかがでござりますか。現在の修正積み立て方式とした修正賦課方式と申しますか、そういう制度に移行すべきではないか、こういうふうに考へるわけでありますけれども、この点についてお伺いします。

○要知國務大臣 これは現在御審議を願つております案件以外に広い問題で、各種年金等についても同様の議論があるわけでありますけれども、從来から申しておりますように、長い目で年金制度が育てていくためには、現在の時点だけを中心にして見ればいろいろの考え方があるうと思いますけれども、世代を通じての負担ということを考え

ますが、そのあたりはどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○辻政府委員 共済組合に納めます掛け金の負担につきまして、健康保険あるいは厚生年金と比較して、それによつて負担する、がようなたで見えなつておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 ところが私は、前から当委員会で申し上げておるような修正積み立て方式でやつております

○佐藤(観)委員 少し話をかえますけれども、今までのこの共済組合法をいろいろ検討してみますと、結局現在のようないんフレ下では、いまやつてはどももその効果があまり出てこない。これにはどうもその効果があまり出てこない。これ

は何といつてもインフレのほうが給付をよくする点から、現行の修正積み立て方式といふのはインフレに対して弱い制度といふ欠陥が如実にあらわれてきてしまつておるのではないか。この辺で私

たちが主張するような三年とかあるいは五年を一つの単位とした修正賦課方式と申しますか、そういう制度に移行すべきではないか、こういうふうに考へるわけでありますけれども、この点についてお伺いします。

○要知國務大臣 これは現在御審議を願つております案件以外に広い問題で、各種年金等についても同様の議論があるわけでありますけれども、從来から申しておりますように、長い目で年金制度

が育てていくためには、現在の時点だけを中心にして見ればいろいろの考え方があるうと思いますけれども、世代を通じての負担といふことを考へる

ます。これはたとえばこれから二、三十年後にはかえつて掛け金を相当負担していただかなければならなくなる。三倍にもならないかといふようになりますので、御趣旨はよくわかりますし、できれば改善の方法があれば、世代間を通してなだらかに、給付内容も充実する、そして制度全体が堅実に発展するようになります。そこで申しますが低い負担になつておりますので、やはり他の制度とのバランス上この程度の負担はやむを得ないのでなかろうかというふうに考へておるわけでございます。

○愛知國務大臣 国家公務員の共済制度については、御案内のように恩給といふものを切りかえたといふことで、恩給受給者のいわば法律的な既得

権といふようなこともありますから、国の負担はやむを得ないことではないかと思います。

それから、基本的な第二段の御質問に対しては、政府としてもできるだけ前向きに検討したい。その比率がそれでもまだ低いのではないかという御意見も十分承っておりますけれども、たとえば今後の長期計画の中でもたとえばいわゆる振替支出の比率を政府として財政的にも増加させていかなければならぬということは、社会開発計画の中でも一つの基準が示されているような関係もありますし、それから四十八年度の予算全体の中でも、四十七年度以前に比べれば相当多くうが払われているつもりなりのであります。こういふ考え方は前向きに建設的にこれからも十分考えていただきたい。基本的な姿勢のお尋ねとしてはそういうふうに考へておられるわけでございます。

○佐藤(鶴)委員 その次に、これもやはり現在のインフレとも関係をしてくるわけでありますけれども、いわゆる脱退一時金の問題であります。これはたしか五十年で女子の場合も年度が切れることがあります。いまでは国民年金あるいは厚生年金に移行するか、あるいはそこで脱退一時金を受け取るか、これは選択制であったわけでありますけれども、五十年の五月にこの脱退一時金の選択制度というのは切れるわけであります。確かに、これもあとで大臣にお伺いしますが、将来最終的にはすべての年金制度といふものは一本化しなければいかぬと私も思うのです。やはり憲法で定められている国民平等の精神からいつても、最終的にはこれは民間も国も全部一本化しなければいかぬとは思っています。そういった大きな流れから考へますと、公企合あるいは国家公務員、これをやめて、女子の場合には結婚する、あるいは再就職をする、この際に、結婚をする場合にはこれは国民年金ですし、あるいはどこか民間にいかれる場合には厚生年金、こういうことになつて、確かに最終的に一本化という道からいけば脱退一時金をやめることも

やむを得ないのではないかといふ考え方もわからぬわけではないわけなんです。

ところが、今日の国民年金あるいは厚生年金の給付額、こういうものを見てみると、今までせつかく五年なり十年なりかけて、ある程度たまたものを、今度は六十歳のおばあさんになるとこまで国民年金としてもらえるのだ。それがあまりにも低いがゆえに、どうも国民感情として、国民の一人として考えますと、これは合わないのではないか、どうせのことなら現在のように掛け金の利率、それに国庫負担の二分の一、こういった額を一時金としてくれたはうが、これだけインフレが進んでいる現在では、事実上国民の側からもって見れば助かるのではないか、また金は今日まで納めてきたけれども、それは厚生年金、国民年金に引き継ぎます、支給は六十歳です、そのときにはきわめて少ない額にしかなつていません。こういった感情、一般的な考え方からいって、前段に申し上げましたように一本化の道はわかるけれども、その一本化があまりにも貧弱なるがゆえに、どうもこの脱退一時金を五十年で打ち切ることになつてはいたと思うわけであります。いまでは国民年金あるいは厚生年金に移行するか、あるいはそこで脱退一時金を受け取るか、これは選択制であったわけでありますけれども、五十年の五月にこの脱退一時金の選択制度といふのは切れるわけであります。確かに、これもあとで大臣にお伺いしますが、将来最終的にはすべての年金制度といふものは一本化しなければいかぬと私も思うのです。やはり憲法で定められている国民平等の精神からいつても、最終的にはこれは民間も国も全部一本化しなければいかぬとは思っています。そういった大きな流れから考へますと、公企合あるいは国家公務員、これをやめて、女子の場合には結婚する、あるいは再就職をする、この際に、結婚をする場合にはこれは国民年金ですし、あるいはどこか民間にいかれる場合には厚生年金、こういうことになつて、確かに最終的に一本化という道からいけば脱退一時金をやめることも

ことになるわけでございます。厚生年金あるいは共済年金に入つておられた期間と国民年金の期間と合わせまして通算年金という制度がございまして、そういう制度がある前提のもとでは、退職一時金の支給ということよりは年金権に結びつけて差し上げたほうがよろしいのではないかとおもいます。

○佐藤(鶴)委員 ですから、私も前段に申し上げましたように、確かに今後一本化しなければいかぬという、またすべきであるというその考え方には私はわかるわけです。いま辻さんの言われるところでは私もわかるわけであります。そともある部分では私もわかるわけであります。そいうふた意味で、国民年金、厚生年金といふものがある程度生活ができるよう年金になつていければ、またしていかなければいけないと思いますけれども、この点についてはいかがでございますけれども、この点についていかがでございますか。

○辻政府委員 ただいま御指摘の点についていろいろ御議論のあるところでございます。ただ現在御承知のように、国民皆年金体制をとつておりまして、すべての国民がいすれかの年金制度に加入をいたしておりますわけでございます。そこでできるだけ年金権に結びつけるという考え方をしていられるわけでございます。老齢あるいは退職になりまして、すべての国民がいすれかの年金制度に加入をいたしておられるわけでございます。そこでできるだけ年金権に結びつけるという考え方をしていられるわけでございます。老齢あるいは退職になりました場合に年金をもらえるようにしようということでやつておりますので、長い目で見ますならば、いろいろ御批判はございましょうけれども、一時金ということで処理をいたすよりは、老齢あるいは退職の際に年金を差し上げたほうが有利ではなかろうかと考へをしているわけでござい

ます。

○愛知國務大臣 これはいまお話をございましたように、五十年にあらためて検討する時期になると思いますが、これは国家公務員共済だけの問題ではなくて、年金制度全般の問題でございませんから、とくとひとつ検討を必要とする問題ではありますけれども、選択制を残しておいて、やはり女子の脱退一時金といふものは残しておいたほうが国民の側にとってみては現実に合うんではないか、こう思いますが、いかがでございますか。

○愛知國務大臣 これはいまお話をございましたように、五十年にあらためて検討する時期になると思いますが、これは国家公務員共済だけの問題ではなくて、年金制度全般の問題でございませんから、とくとひとつ検討を必要とする問題ではありますけれども、選択制を残しておいて、やはり女子の脱退一時金といふものは残しておいたほうが国民の側にとってみては現実に合うんではないか、こう思いますが、いかがでございますか。

○佐藤(鶴)委員 それから、これはちょっと私の勘違いかもしませんけれども、国家公務員あるいは地方公務員、こういったものには、運営ではなくしてその内容を審議する審議会が、たしか社会保障制度審議会以外にあつたのではなかつたかと思つたのですね。これはどうなつてますか。

○辻政府委員 国家公務員共済組合の場合は国

て、この法律に基づきます組合に関する制度その他事業の運営に関する重要事項につきまして、大臣の諮問に応じて調査、審議するため置かれます。

○佐藤(親)委員 そいつたものは公企体にはありますか。

○住田政府委員 公企体関係にはございません。

○佐藤(親)委員 そうしますと、公企体の場合には、いまお話をありましたような公企体の共済の実態あるいは大蔵大臣からの諮問に対してもいろいろこたえる機関というのは、社会保障制度審議会以外にないということですか。

○住田政府委員 そのとおりでございます。公企体は御承知のように三つあるわけでございまして、専売、国鉄、電電、この三つでございまして、それぞれ主務大臣が違っております。したがって、国家公務員の場合には大蔵省のほうで二十五の組合を統轄するということで問題を扱つておりますけれども、公企体の場合には三つしかないということで、まあ三つの関係者が集まれば問題についても自治省で数多い組合を一括して扱うといふこととその審議会が置かれておるわけでござりますけれども、公企体の場合には三つしかないから、そこで話をすればいい

ところは非常にむずかしい状況となつております。

○佐藤(親)委員 これはちょっと私の勘違いかもわかりませんけれども、佐藤政務次官にお伺いしますが、日本国有鉄道の共済組合、これの主務大臣といふのはだれですか。

○佐藤(文)政府委員 運輸大臣でございます。

○佐藤(親)委員 私の記憶しているところでは、これは経過的に少し変わつてあるかもしませんけれども、いわゆる三公社、三つの公企体の主務大臣といふのは大蔵大臣ではないのですか。これは経過があつて変わつたのですか。

○佐藤(親)委員 そういうのは大蔵大臣ではないのですか。これ

専売については大蔵大臣、国鉄については運輸大臣、電電については郵政大臣ということになつております。

○佐藤(親)委員 それは主管の事務当局ということになります。

○佐藤(親)委員 とと主務大臣ということがあると思うのですね。で、国会に對しては、いわゆる立法のときに三公共企業体についても運輸省が所管をせよといふことで、いま当委員会でも佐藤運輸政務次官が出ていらっしゃるわけですね。しかし、最終的な主務大臣といふものは大蔵大臣と違うのですか。

○住田政府委員 公共企業体職員等共済組合法の八十四条に「この法律における主務大臣及び主務省令は、専売共済組合については大蔵大臣及び運輸省令、国鉄共済組合については運輸大臣及び運輸省令、日本電信電話公社共済組合については郵政大臣及び郵政省令とする」と書いてあります。

○佐藤(親)委員 それではちょっと私の勘違いであります。話もとへ戻しまして、いま公企体の組合は三つしかないから、そこで話をすればいいのだということをあります。が、現場のいわゆる組合員と申しますか、共済組合に入つておられる方々あるいはそれを運営していらっしゃる組合側の方々に言わせてみると、どうもやはり、国家公務員と同様に審議会を設けて、いろいろな給付内容なりそのほかのことを検討する審議会があつてかかるべきではないか、こういう意見が強いのでありますけれども、公共企業体職員等共済組合審議会、こういったものがたして必要がないんだ

ありますけれども、日経連の調査でありますと、民間の場合にはいま一万二、三千円になつておる。そういうことからいきますと、国家公務員あ

るいは公企体、地公の國の行なら福祉事業といふのは少な過ぎるのではないか、こう考えるのであります。

○佐藤(親)委員 それに伴いまして、共済の行なら福祉事業の額は短期給付の九十五分の五といふふうになつてゐるわけでございますが、この九十五分の五といふのは一体どういう類なのか、どういうところの根拠で九十五分の五といふふうにきめられているのか、そのあたりはいかがですか。

○住田政府委員 これは福社財源の分として5%と組合の数が三つでござりますし、また主務大臣も三人に分かれておりますので、技術的にも審議会を設けるのは非常にむずかしい事情にあるわけでございます。したがいまして、必要な事項につ

いてはそれぞれ関係者が集まつていろいろ話をするということでカバーできるのではないかと考えております。

○佐藤(親)委員 最後に、福祉事業についてお伺いしたいのですが、國家公務員法の七十三条には、国はここに働いている人々の福祉事業について独自にやらなければいけないとその内容まで、保健とかレクリエーションとかあるいは安全保持に関する事項とか、こうあるわけでございま

すが、今日まで一本国民は國家公務員法にいうところのこういった福祉事業といふものに対してもどういうことをやつてきたのか、簡単に御説明してください。

○住田政府委員 たとえ申し上げますと、職員の厚生経費というのを毎年予算に組んでおりますが、四十八年度予算では一人当たり一千四百円と

いうことで積算をいたしております。健康診断でございますとか、レクリエーションでございま

すとか、そういう経費に充てておられるわけでございま

す。その他各省にそれぞれ必要な厚生経費を、それとまた別に組んでおるわけでございます。

○佐藤(親)委員 この額を民間のものに比べますと、民間でも福利厚生費の中身が少し違う部分もありますけれども、日経連の調査でありますと、民間の場合にはいま一万二、三千円になつておる。そういうことからいきますと、国家公務員あ

るいは公企体、地公の國の行なら福祉事業といふのは少な過ぎるのではないか、こう考えるのであります。

○佐藤(親)委員 これは福社財源の分として5%と組合の数が三つでござりますし、また主務大臣も三人に分かれておりますので、技術的にも審議会を設けるのは非常にむずかしい事情にあるわけでございます。したがいまして、必要な事項につ

にいふところの国がそこに働く人々の保健とかクリエーションとか健康維持とか、こういったようなことをやらなければいけないのに、現実には共済組合が肩がわりをしている。あるいは宿泊事業あるいは住宅事業、貸付事業、こういったことをやつている。そこに働く人々の健康管理あるいはレクリエーション、こういったものは本来ならば国が行なわなければならないのを、国がやらなければならぬことをやつたから、専売共済組合に入っている方々にお金を貰つておられる方々に金を貰つておられるだけである。今はそのほかの共済組合が行なつておる、こういう部分が多分にあると思うのです。この九十五分の五といふ数字、たとえばこればかりたらもつと住宅事業に、共済組合に入つておる、あるいはそのほかの共済組合が行なつておる、こういうふうに思つておられます。

○佐藤(親)委員 その辺でいわゆる共済組合の福祉事業に國の本來行なうべき福祉事業がおんぶをしてしまつてゐるんじやないか。すでに御存じのように國家公務員法、これは國がやらなければならぬという義務規定でありますけれども、共済組合法にいうところの福祉事業はやることができるという、これは任意規定であります。そういう意味で共済組合のほうが、國がやらなければいけない福祉事業を肩がわりをしておるこの現状、これについて大臣はいかがお考えでござりますか。

○愛知國務大臣 一口でいえば、民間の大企業と比べれば、國家公務員あるいは三公社五現業といふようなところの福利施設が悪いといふことは言えますけれども、共済組合の事業としてはそもそもその現状、これについて大臣はいかがお考えでござりますか。

○佐藤(親)委員 これが要らないということは言えますけれども、共済組合の事業としてはそもそもその現状、これについて大臣はいかがお考えでござりますが、同時に共済組合のほうも五%、あるいはそれをもう少し増しておられると思います。したがつて、もつと福利厚生施設を充実していかなければならぬ、こういうふうに考えておりますが、同時に共済組合のほうも五%、あるいはそれをもう少し増しておられると思いますけれども、共済組合の事業としてもそういうことを補完するということは私は適当なことではないだろうか、こういうふうに考えます。

○佐藤(親)委員 前半の部分はわかるのですが、後半の部分は、本来そこに働く人の健康管理

どうとか医療事業とかあるいはレクリエーションなどいろいろは、これはやはり基本的には国家公務員法にいうところのそれを使用している人というか、いわゆる国側が本来やるべきが主であって、それ以外の部分を共済組合が自主的にやるのは私は能だと思うのです。現状の場合には国の福祉事業を補完するどころか、主従が逆になつてするのが現状だと私は思うのです。この辺もやはり改めてもらわなければいけないと思うのです。

最後に、私がたびたび口にしております今後の共済組合あるいは厚生年金、国民年金、こういったものとの一本化の問題でありますけれども、現実問題に長期給付については、たとえば一番身近な衆議院に働いている人と参議院に働いている人については、長期給付については原則は一緒であります。が、短期給付については、このはじき方がありますとして、人數その他がいろいろ影響してきますから、短期給付については若干違うわけでありますね。同じ職物におりながら、衆議院と参議院で廊下一つ向こうへ行きますと、働いている人のそぞろに、いつた短期給付といふか付加給付が違ってくるというのは、これはどう見ても私は共済組合があまりにも個々ばらばらになり過ぎて、いるのではないかと思うわけであります。共済組合と国民年金、厚生年金を全部一本化するといつても、長い長い歴史があつて今日の共済組合ができたわけでありますから、そう簡単にいきませんけれども、この各省ばらばらになつて、いる共済組合、特に短期については何らか考へる必要があるのではないか。また一方には合理化を押しつけられている労働者側にとつてみれば、合理化はされる、そして現実には官のほうに当事者能力がなくしてよく春闇で問題になり、あるいはこういった労働条件にも關係するようなことでも問題になる、こういったことをありましょけれども、その辺のところを、どういうやうにお考えになつていらっしゃるか。おそらく遠い先のことだと思いますから、田中内

關もそのころはないから、大臣としても責任ある立場で、この問題をどうにかして、考へる基本として、その辺からいろいろな諸政策、諸施策が出てくると思うのであります。そのあたりはどういうふうに考へていらっしゃいますか。

○愛知国務大臣 基本的には、おっしゃるように各種の社会保障制度といふものは一本化すべきものであろうと私も思います。そうすれば、よほど財政負担等についても考え方があいまよりは容易になるのはなからうかと思ひますけれども、これは現在のところでは理想であつて、なかなか現実にはそうまいりませんが、そういう考え方でいろいろの場合に前進ができるよう考へてまいりたい。ただ全体として、先ほど来いろいろの御質疑がありましたが、それについても国民全体の負担の中でこれをつくり上げていかなければならぬ問題である。それだけにまた非常に重要な問題であるといふ点は、お互に常に認識の基本に置いていかなければならぬ問題だ、かように考へる次第であります。

○佐藤(綱)委員 終わりります。

○木村(武千代)委員長代理 次に塚田庄平君。

○塚田委員 まず大臣にお伺いいたします。

先ほど佐藤委員の質問に対して、感覚的に年金は低いと思う、ことばがよく聞き取れなかつたのですが、そういう感じがするというような意味の御答弁をなされたのですが、大臣は、日本の年金額は低い、そういう感覚を持たれる基本的な原因といいますか、どこに一体そういう感覚を持たれれる根柢あるいは原因があるのか、この点についてお伺いいたしたいと思います。

○愛知国務大臣 感覚的には、年金全般についてこれは決して高いとは考えておりませんが、しかし、いま佐藤さんの御質疑に対して最後にお答えいたしましたように、こうした広い意味の社会保

積制度といふものは、結局は国民全体の負担の中、年金はあるいは受け取るほうの年金というだけではなくて、その年金は何によって払い得るか、受け取り得るかということを考えますと、これは感覚的にだけ、現在もらうものが低いからという感覚だけではなかなか処理ができないし、また考へることもできない。そこにむずかしさがあるように考へますが、ただ、たとえば厚生年金について、本年度から物価のスライド制というようなものの採用したということは、政府としては、従来の考え方からいえば非常に大きな前進である。ことに財政当局としては、これはほんとうに一大決心をもつて踏み切ったようなわけでござりますから、そういうところに対しても、まだ幅が狭いあるいはスピードがおそいというような御批判も重々承知しておりますが、政府としても十分前向きに、かつできるところから具体的に進行しておりますことは御理解いただけることかと思います。**○塚田委員** これは私なりに考えるのですけれども、大臣が感覚的に高くない、こういう原因といいますか、要素は幾つかあると思う。

一つは、日本の社会保障制度といふのは、国際的に見ましても決していいほうじやない、いやむしろ先進国の中では下位に位するのじゃないか、という思います。

もう一つは、いま大臣は国民全体で年金をささえる、こう言われましたが、そのお考えの中では、私は、国民全体といふのは、よくいって、使用考としての國、それから被使用者、この二つだけ而已にあって、その上に國庫といふ観念がないのじゃないか。国民全体ではなくて、それと並んで國が持つんだ、つまり國がもう少しこの年金制度に対する年金額は少ないんじゃないか、こういふ純粹的觀念があると思うのですよ。これをどうするか

第三点は、さつきから一生懸命質問がありまして現実の生活の面と、それから受ける年金の額との格差、いま大臣はストライドの問題を言われましたが、この点についてはあとでいろいろと質問したいと思いますが、そういう問題があるのでないか。

少なくともこういう三つの要素を基本的に改善しなければ、大臣の高くないという感覚はならないと思うのですよ。この点についてもし数字があれば、国際的な水準等についてひとつ説明していただきたいと思います。

○愛知國務大臣 私の考え方を率直に申しますと、まず第一に国際的比較は、これは現実に決して高くはございません。まだ低位にある。それはやはり社会保障政策が戦後発足した、戦前からもござりますけれども、特に年金制度等は戦後に新しくできたものですから、そういう關係もあって、たとえば外國と比べても、いま辻次長から御説明いたさせますが、これは低い。それから国庫との關係から申しましても、先ほど申しましたように、いわゆる振替支出の比率というようなものもまだ決して高くはございません。そういう点で、外国との関係から申しましてさうしたこれを充実していかなければならぬ。基本的に私はさように考えております。

それから第二点は、議論申し上げるわけではございませんけれども、国庫というものが国民と離れてあるといふような御趣旨の点は、私には若干意見がございまして、国庫はやっぱり税金で成り立っているものでござりますから、たとえば国際的な比較にいたしましても、税としての負担率とそれから社会保障関係の、一口に言えば掛け金、国民からの拠出、それらの率を合計して比較いたしますと、外國のほうがるかに負担率が多い。それから社会保険関係の、一口に言えば掛け金、局こうした制度を充実するための財源というものは税金と掛け金と、いずれにしても国民全体の負

相で成り立つておるものでございますから、これはやはり國庫とこうした社会保険制度とは一体にして、全国民的に取り上げていかなければならぬ問題であります。ですから、そういう点も踏まえまして、税制の問題といふものを十分並行的に考えていかなければなりませんし、同時に、提出の額といふものもやはりあわせて考えていかなければならないものである、こういうふうに思います。

それから第三点は、年金とかいろいろな種類のものを、現在のところ生活給付的な角度から見ることは、事柄の性質上いかがであろうか。この点については、もつと掘り下げて検討しなければならぬ問題ではなかろうか。しかし繰り返すようになりますが、物価スライド制といふようなものは、そういうたよりな關係からいつても數歩前進しつつある、私はかように認識いたしております。

○塚田委員 私もことばじりをつかむわけじやないのですが、國庫は國民の税金の藏だということは私もよく知ております。國庫は、これは年金にだけ使われておるものじやないと思うのです。つまり、私どもの言うのは、國庫から徴収した税金をどう一体配分していくのか、こういう問題だと思うのですよ。そういう観点から、特に社会保障については、この情勢の中では諸外国とも比較して、むしろ重点的に配分すべきじやないか。つまり國庫の負担割合をもつとふやしなさい、あるいは負担しないなら負担しなさい、こういうことを言つておるのであって、大臣はそれを局限をとつて答弁されたようですが、その趣旨をひとつ御了解願いたい、こう思うわけなんです。

それから、諸外国に比べての話なんですが、確かにこの日本の年金というのは成熟度が低い。これは私ども認めますが、しかしいま言われたスライドの問題あるいは國庫負担の問題等、これは四十二年に新しく制度に移り変わるときに、もうすでに審議会からこの点についてはきつく勧告さ

れ、あるいは申し入れされている事項なんですよ。

これはおそらく大臣も御承知だらうと思いますが、昭和四十二年の六月二十一日に、当時の總理府の中には生活保障的な意味を持つのだからといふことをわざわざ指摘して、スライドの問題その他をぜひ確立するように、こういう意見書、申し入書があることは、大臣も御存じだらうと思ふのですよ。年金といふのは生活給付的なものだけではないといふこともわかります。しかしながらこれをしてこれは生活保障的だといふことは、これは通念じやないです。それをいまのよろな答弁では、私ども、とてもこれは納得することができないと思うのですよ。これが確立せなければ、これから議論進まぬわけですよ。その点の合意がなければ、もう一度ひとつ答弁願いたいと思います。

○愛知國務大臣 第一の点はまさにそのとおりであります。これは財政の編成方針にかかる問題でございまして、これは財政の編成方針にかかる問題でございますから、したがつて今年度予算でいた税金をどう一体配分していくのか、こういう問題だと思つておるのであって、大臣はそれを局限をとつて答弁されたようですが、その趣旨をひとつ御了解願いたい、こう思うわけなんです。

それから、諸外国に比べての話なんですが、確かにこの日本の年金というのは成熟度が低い。これは私ども認めますが、しかしいま言われたスライドの問題あるいは國庫負担の問題等、これは四十二年に新しく制度に移り変わるときに、もうすでに審議会からこの点についてはきつく勧告さ

りますので、これはやはり財政の編成方針にもかかわる問題であると思いますけれども、特に財源の配分につきまして、たとえば貧困階層に対する公的な扶助を最優先とする。それから低所得階層に対する社会福祉対策がこれに次いで考えられるべきではない。それからすべての階層に対する施設ではあるが、その性格上租税をもつてしかまかない公衆衛生を、社会福祉に次いで重視を

置くべきである。そうして最後に、一般所得階層に対する施設である社会保険は、これらの施設に劣後するものとされるべきである。三十七年の審議会の答申の中にもこういう考え方方が出ておりますので、これから政府のとりあえずの政策の進め方をいたしましても、こういう考え方方に沿つてやってまいるべきものである、かように考えておられます。

○塚田委員 しばらく長期給付の問題に限つて、短期はあるとぞ質問したいと思います。

今度の法律の改正で、恩給法の改正に伴つて三・四%のベースの引き上げ、基本額の引き上げがあつたのですが、二三・四%の引き上げといふのはこれは何ですか。スライドですか、それともその他のものですか。二三・四%という観念を開かしていただきたい。

○辻政府委員 今回年金の改定をお願いいたしておりますのは、恩給にならつて同様に措置をするといふことでござりますけれども、二三・四%の根拠といつてしまつては、四十六年度の公務員の給与改善率が一・七%でございます。それから四十七年度の同様公務員給与の改善率が一〇・五%でございます。その二年分をかけ合わせますと二三・四%になるわけでござります。これで年金の改定をお願いいたしておるわけでござります。

○塚田委員 あまりことばじりはやめまして、こういう、スライドといいますか、自動スライドじゃないけれども、何らかのスライドをしてきて、昭和四十八年十月になると二三・四%として、年金の実質価値の維持、確保につとめてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○塚田委員 退職年金でまじりますと、現在平均をいたしまして三万九千円程度のものが、改定をいたしましたと四万九千円程度に相なるわけでございます。

○辻政府委員 年金支給の基礎になる、何といままで私が申し上げましたよなことは、三十七年

の数字のかけ合わせはわかるのですよ。親の念は何かということなんですか。

○辻政府委員 四十九年度におきましては、御承知のように、厚生年金につきまして、別途法律案を御提案申し上げております。五万円年金といふように大幅な給付の改善をお願いいたしておりますが、そういう他の公的年金制度の改善を考えておりますが、その性格上租税をもつてしかまかない公衆衛生を、社会福祉に次いで重視を

します。

大体四年ないし五年程度のズレがある。こういうところにも年金を受ける人の感じといいますか、これは実感なんですが、少ないといつ根拠があるんじゃないかな。こういう点は一体どう考えるかという質問なんで、ひとつあらためて御答弁を願いたい。

○辻政府委員 ただいまお示しの公務員の給与ベースは、おそらく公務員が昇給等によりましてベースが上昇する部分も入っていると思います。

つまり、公務員の場合には年齢構成がだんだん上がつてまいりますので、それに伴いまして昇給という形でベースも上がつてしまいわわけござります。したがいまして、それと退職者のベースでございます年金の額とを直接にお比べいただきますのは必ずしも適当でない面があろうかと存じます。ただ、午前中にもお答え申し上げましたように、いろいろな事情で従来の改定方式の技術的な方法等から若干のおくれを生じていたことは事実でございますが、その大部分は昨年の改定並びに今回お願いいたしております四十六年度及び四十七年度、二年分の給与改善率を基準として改定させていただくことによりまして、そういう意味の時期のおくれといふのは、大部分取り戻すことができるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○塚田委員 そこで、スライドの問題に移っていきたいと思うのですが、先ほど佐藤委員から共済組合法一条の二に基づく、これは四十一一年、五十二国会で決定されたのですが、つまりスライドの問題「変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。」しかし、その規定があつてから、すでに七年くらいたつておるのであるが、具体的な実施の日程なり方法といふものについては、まだ明らかにされておらない。ことはおそらく大蔵省のほうでも審議会に対する諸問題といいますか、今度の改正にあつておるのであるが、具体的な実施の日程なり方法といふのをしたと思います。その諸問題の中で、スライドの面にも触れた諸問題をしておると思つた。具体的に大蔵省は、この諸問題をする時点にお

いて、いま言つた共済組合法の一条の二の趣旨と照らし合わせて、一体どういう態度を持つていたのか。残念ながら具体的な答申を得られないまま、今はこの程度の措置で終わつたのですが、基本的にスライドについてどういう考え方を持つておるかということについて、これは大臣でもいい

し局長でもどつちでもいいです。

○辻政府委員 スライドの問題をどういうふうに考えるべきか、いろいろと検討したわけでござります。御承知のように、公的年金制度の基幹でござります厚生年金の制度におきましては、たゞいま御提案申し上げておる法律案の中では、物価スライドという規定を盛り込んでおるわけでござります。そこで、国家公務員の共済組合年金につきましても、最低限度の保障といたしまして物価スライドを織り込むという考え方もあるのではなかろうかといふに考へます。そこで、国家公務員の共済組合年金につきましてはなお公的年金制度調整連絡会合審議会におきまして御議論をいたしましたが、ごぞいますけれども、いろいろと御議論をいたしました末に結論を得ることができませんで、この問題についてはなお公的年金制度調整連絡会議、その他関係審議会等も含めまして御検討をいたくといふことにいたしまして、今回はスライドの問題としては見送つたわけでございます。

しかしながら、先ほどお示しのよくな共済組合法の一条の二の調整規定の趣旨にのつとりまして、できる限り年金の実質価値の維持、確保をはかるという趣旨、あるいはまた他の公的年金、厚生年金が大幅に改善になりましたこと等を考えまして、たゞいまお願い申し上げておりますように、二三・四%、給与改善率を基準といたしまして、大幅な改善をはかることを考えておるわけでございます。

○塚田委員 それで具体的に聞きたいのですが、消費者物価スライド制の導入について諸問題をしました。その場合の議論として、物価指教そのものに非常に問題がある、議論の余地がある。そういうことで確定は物価スライドだけではなくなかなかできることか、国庫負担を多くするという考え方はどつともかからないかということと、その際財源は一

体どういう負担になるのかといふ議論もおそらく審議会でなされたものと思います。すなわち財源負担の問題、さらにそのときの大蔵省の腹といふのだと、いろいろな審議会の中でも、スライドである以上は上にスライドすることもあれば下にスライドすることもある、つまり上も下もいずれもある

こと等の議論がなされたや聞いております。現に答申ではその点が質問として出てきておるわけですよ。その点について大蔵省としての考え方を

この際はつきりいただきたい、こう思います。こと等の議論がなされたやと聞いております。現に答申ではその点が質問として出てきておるわけですよ。その点について大蔵省としての考え方を

されから第三番目のお尋ねの、下にスライドする場合といふ問題でございますが、いまのようないまの状況ではなかなか、下にスライドといふケースが起これ得るものは非常に少ないとと思はずけれども、これも厚生年金と同じでありまして、理屈の問題といたしましては、上にスライドするならば下にスライドもあり得るのではなかろうかといふことで、厚生年金のほうがそなつておりますので、こちらもそなうかつこうで御提案申し上げた。こういう経緯でございます。

○塚田委員 そこで、いまの答弁の中で私どもお考えいただきたいのは、消費者物価にスライドするという考え方を最低の保障として考えるのだとごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。この際はつきりいただきたい、こう思います。

○辻政府委員 私どもが審議会に對しまして消費者物価スライドということを考えていいのじやないかといふことを申し上げましたのは、物価だけいくといふことではございませんで、厚生年金がああいう制度をとりました以上、いわば最低の保障として物価スライドといふ制度を設けていたいともよろしいのじやないか、毎年毎年の改定につきましてはまた恩給その他の例にならいまして考へる、あるいはまた再計算の時期に考へる

といふことはそれといたしまして、いわば制度的な最低限度の保障として考へる考え方もあるのじやないか、こういう意味でございます。

そこで、たゞいまお尋ねのスライドの指數の問題であります。これは厚生年金と共通の問題でござります。確かに指數の取り方その他につきまして御議論がございました。ただこれは共済だけの話ではございませんで、厚生年金にも通ずる問題でござります。それから財源の問題につきまして、同様に他の公的年金制度と共通の問題でござりますが、たとえば諸外国におきましてスライド制をとつておる国でも、その分の財源を特別な国庫負担にしておる例はないようあります。一般的な財源の負担割合で行なつておるようによく承知をいたしております。したがいまして、私どもとしてはスライドの部分だけ特別に負担割合を変え

ていなかつたわけでございます。

それから第三番目のお尋ねの、下にスライドする場合といふ問題でございますが、いまのようないまの状況ではなかなか、下にスライドといふケースが起これ得るものは非常に少ないとと思はずけれども、これも厚生年金と同じでありまして、理屈の問題といたしましては、上にスライドするならば下にスライドもあり得るのではなかろうかといふことで、厚生年金のほうがそなつておりますので、こちらもそなうかつこうで御提案申し上げた。こういう経緯でございます。

○塚田委員 そこで、いまの答弁の中で私どもお考えいただきたいのは、消費者物価にスライドするという考え方を最低の保障として考えるのだとごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。この際はつきりいただきたい、こう思います。

○辻政府委員 私どもが審議会に對しまして

考へただきたいのは、消費者物価にスライドするという考え方を最低の保障として考へるのだとごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。

○塚田委員 そこで、いまの答弁の中で私どもお考えいただきたいのは、消費者物価にスライドするという考え方を最低の保障として考へるのだとごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。

○辻政府委員 私どもが審議会に對しまして

考へただきたいのは、消費者物価にスライドするという考え方を最低の保障として考へるのだとごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。

○塚田委員 そこで、いまの答弁の中で私どもお

考へただきたいのは、消費者物価にスライドするという考え方を最低の保障として考へるのだと

ごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。

○辻政府委員 私どもが審議会に對しまして

考へただきたいのは、消費者物価にスライドする

という考え方を最低の保障として考へるのだと

ごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。

○塚田委員 そこで、いまの答弁の中で私どもお

考へただきたいのは、消費者物価にスライドする

という考え方を最低の保障として考へるのだと

ごぞいますけれども、この際はつきりいただきたい、こう思います。

○塚田委員 それで具体的に聞きたいのですが、

消費者物価スライド制の導入について諸問題をしました。その場合の議論として、物価指教そのものに

非常に問題がある、議論の余地がある。そういうことで確定は物価スライドだけではなくなかなかできることか、国庫負担を多くするという考え方はどつともかからないかといふことと、その際財源は一

物価にスライドするだけで、それだけでいいとは決して考えていないわけござります。たとえば厚生年金につきましても、御承知のように再計算期ごとに見直しまして、生活水準その他の諸事情を勘案して、給付水準を見直して改定をする、ただその間は物価スライドでいわばならないでいらっしゃる考え方でありますから、したがいまして、かりに共済年金につきましてもそういう制度を持、確保をはかつてまいる、こういう考え方には立っておるわけでござりますから、したがいまして、算期ごとの見直しとあわせまして実質価値の維持、確保をはかつてまいる、こういう考え方には立っておるわけでござりますから、したがいまして、かりに共済年金につきましてもそういう制度を導入いたす場合も同様でございまして、別に物価にスライドさせるだけで、それですべて終わるというふうに考へておるわけではございません。

○塚田委員 そこで、先ほど私ども委員の質問の中で、諸外国においてはすでに物価であろうと賃金であろうと、スライド制といふものは一般の制度になつてきておるということは、これは大蔵省の方も認めておるわけだと思います。自動的に翌年の何月にこうするということが制度的にきまつておると思うのですよ。これは毎年毎年行なわれている勧告も、スライドの問題については制度化するようになると、つまり法制度的な根拠を持つていつになつたらこうなるということを年金受給者にははつきりわかるような、そういう体制をとることが望ましいという、こういう勧告が再々なされておりますし、諸外国でも物価、賃金の差はあっても大体制度的になされでおる、こういう情勢等を見ておりまして、私どもは一日も早くこれを制度化すべきだ、こう考へておるのですが、どうでしよう。

○辻政府委員 諸外国の制度につきましては、午前中もお答え申し上げましたし、ただいま塚田委員からお示しのあったところでございますけれども、イギリス、アメリカ等では必ずしも自動スライドでございませんで、隨時政策的に改定をいたしておるわけでございます。フランスは賃金スライド、スウェーデンは物価スライド、西ドイツは生産力、経済力、国民所得等を総合勘案した調整率で自動スライドしているということをござい

まして、諸外国必ずしも一様ではございません。それから、ただいま御指摘のスライドの問題は、かねてから御議論いただいておるところでございますので、政府といたしましても公的年金調整連絡会議その他において鋭意検討いたしたわけでござります。そして民間の年金につきましては、再々申し上げておりますように、厚生年金、国民年金についての物価スライドということで今回提案を申し上げておるわけでござります。公務員グループにつきましては、いろいろと議論をいたしたわけでござりますが、先ほど来御質疑の共済審議会においても御議論をいたしたわけでございますが、本年は結論を得るに至りませんでし。今後も公的年金調整連絡会議あるいは関係の審議会等におきまして他の公的年金制度その他的事情をよく勘案いたしまして慎重に検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

共企業体と同様に最終年を基準にして率をかける
という方向に切りかえるべきだと思いますが、
この点について御答弁願いたいと思います。
○社政府委員 ただいまお尋ねの件につきまして
は、昨年も当委員会で御指摘をいたいた問題で
ございまして、私どもも問題は十分承知いたし
ておるつもりでございます。確かに御指摘のよう
に、現在、国家公務員共済、地方公務員共済にお
きましては、年金額算定の基礎になる俸給が退職
前三年間の平均の俸給である、公共企業体共済に
ついては最終俸給であるという違いがございま
す。しかし、それはそれなりの理由があるわけで
ござります。
まず第一は、社会保険でござりますので、社会
保険はもちろん、⁽⁶⁾ 保険とは違いますけれども、あ
る程度の、拠出と給付との間に対応関係があるこ
とが必要ではなかろうかと思うわけでございま
す。拠出、つまり掛け金を納めますほうは、公務
員になりますてからやめるまでの全期間にわたっ
て掛け金を払い込んでいくわけでございます。そ
れに対して給付のほうを最後の俸給だけきめて
よいものだらうかどうだらうか、そういう保険の
公平性の観点からの問題が一つございます。
それから第二番目は、社会保険の基本をなして
おりますのが何と申しましても厚生年金でござい
ますが、厚生年金の算定の基礎は、御承知のよう
に全期間の平均標準報酬でございますから、会社
に入りましてからやめるまでの全期間ということ
になっております。その均衡といふものも考へる
必要があるわけでございます。
それから、公共企業体との違いの調整につきま
しては、これも御承知のように、別途退職手当の
ほうにおきまして公社職員の場合には国家公務員
並みに計算した額の九七%とする。三%をそこで
差をつけておるというような形で調整をしておる
という問題もござります。
そこで、そういういろいろな問題もござります
が、確かに同じ共済制度の中で年金額の算定の基
礎が違いますということは、私ども必ずしも好ま
い

しい問題とは考えておりません。そこで今後とも
関係審議会等にもはかりまして十分検討をいたした
いと思ひますけれども、しかし、その場合でも、
繰り返すよりで恐縮でございますが、社会保険の
たてまえなり、性格、あるいは他の年金制度との
均衡、退職手当制度との関連、あるいはまだ運用
上の問題等もござりますし、財源に及ぼす問題も
ございますので、なかなかむずかしい問題である
ということだけは御了解を賜りたい、かように
思うわけでございます。

○塚田委員 先ほども議論がありましたが、やは
り年金制度というのはいろいろな分野に分かれて
それぞれ違った形態をとつておる。これもやはり
年金制度の一本化ということを進めることの理由にも
なってきておると思うので、その際私どもはやは
りできるだけ年金受給者に対してもいい方法を
とつてやるという意味において、現段階において
は年々給与が上がっていることは事実ですから、
その意味では、限定された意味でしかれども、そ
れは公共企業体の方法をとるべきだと思う。

そこで、大臣にひとつ御質問いたします。

今度の年金改正で厚生年金の定額部分の引き上
げに伴いまして、最低保障についての改正が行な
われております。具体的に申しますと、十五万円か
ら三十三万二千四百円に変わつておるわけですが、
三十万二千四百円といいますと、これは月二万
五千二百円です、十二で割りますと。そこで最低
保障というものは、私は少なくともそれで生活を保
持するという場合を想定した最低だと私は思いま
す。そこで現実にこれを算定しますと、一二万五千
二百円、しかも公務員の場合は厚生年金の場合と
違つて五十五歳が一応定期年であり、五十五歳でも
らうわけです。つまり五十五歳ということは、具
体的に申しますと、六十歳、六十五歳あるいは七
十歳の場合と違つて、扶養家族がまだたくさんい
る、若いということに通ずるのじやないかと思う
のです。

ひとつこれは數字的に示してもらいたいので
すが、公務員の年金受給者の扶養家族数といふもの

のもひとつ示してもらいたいと思いますが、しかしながら養わなければならぬ家族もいるし、子供もいる、学校にもあげなければならぬという事態があると思うのですね。それに二万五千二百円、これがはたして最低の保障であるかどうかということとは、私どもは非常に疑問だし、全然そういう事態には、現段階においては、現在の経済情勢ではなっていない。一体三十万二千四百円といふものはそういう意味で妥当なものと思われるかどうか。これは生活の実態から、実感から大蔵大臣の御答弁を願いたいと思います。

○愛知国務大臣 先ほど申し上げましたように、そぞういう点を感覚的にとらえてみましてもこれは決して高いとはいえない、低いといわざるを得ないと思いますので、この実態がよりよくなるようにならぬかし、具体的には財政計画の問題にもなるわけですが、さういふことは、どう考へておるわけですが、結局これは午前中にも申し上げましたけれども、国民全体でよりよきものを社会連帯的な気持ちでつくり上げていかなければならぬかし、具体的には財政計画の問題にもなるわけですが、さう急に非常に多くを引き上げると、いうことは、それらの点から申しましてもなかなかむずかしい問題であるということは認識していただきなければならないことだと考えます。

○塚田委員 私は大蔵大臣としては少し冷たい答弁だと思うのですよ。とにかく二万五千二百円で〇・八人くらいになりますかね。おそらく一人は必ず扶養者がいる。こういう統計に示されておる実態を考えたときに、端的に言いますと二万五千二百円でやつていけ、こういうことでは実態に即きかないのではないか。したがつて、これはぜひ上げなければならぬ。社会党など四党はこれについて最低四万円、これは四万円といつてもむしろ低きに失すると思うのですよ。しかし、少なくともこのくらいは保障しなければならぬという改正案を出しております。国民全体の連帯でとう言いますが、最低を保障するのに連帯とすることにより

も、この線は政府の責任でやるんだと言つてこそ初めて社会保障の実をあげることになるのじやないかと思うのです。最低これまでには国民みんなでやりなさいでは、これはあまりにひどいじゃないかと思うので、ひとつ再度この点の答弁を願いたいと思います。

○愛知国務大臣 基本的にはできるだけ今後とも上げるように積極的な努力をいたしましようといふことは、われわれとしても政府として考えておるところでござりますことはただいま申し上げたとおりでござりますが、そう急に、かつ負担割合と申しますか、そういう点から考えてみても、なかなか財政計画の面でも急速にそこまで行けるかどうかかということについては正直に申し上げているわけでありますから、認識と努力をいたしますことについては明確にお約束をいたしますけれども、その程度ということについて改正案でお示しいただいておるところは、やはり国全体としての負担区分とかあるいは社会保険全体を通してのバランスの問題とかいろいろ考えまして、なかなか改正案のようにつくりかえるということをこの際直ちにやれるということは、政府としてはむずかしいことであるということを正直に申し上げているわけでござります。

○塙田委員 これはそむずかしいことじやないと思うのです。私どもとしては早急にいま出しておるわれわれの線を勘案して最低限度を上げる、最低保障を上げるというふうに理解したいと思うのです。

そこで、早急にというのは、聞くところによると来年は思い切った減税も含めた政策をやるといふにも仄聞しておりますので、来年はそういう意味において画期的な年金制度の改革、水準の引き上げをぜひひとつ考えてもらいたい。少なくとも最低限四万円については改正案にぜひひとつ同調するように私から希望しておきたいと思います。

そこで、いろいろな諸年金との関係があると言

○住田政府委員 ございません。

○塙田委員 ここにありますそれぞれの年金制度の凹凸があると思うのですよ。先ほど私は公共企業体について、最終の俸給額を基礎にするとほめたのですけれども、今度はほめられない。この最低保障が逆でない。こういうことでは私はいかないと思うのですよ。大臣、これは私は三十万二千四百円というのは不満、いけないのでそれども、公共企業体について最低保障がないという事態について一体どう思いますか。これまた大臣の御答弁を願いたい。

○要知國務大臣 ですから、全体として積極的に、それから午前中にも御意見がございましたが、終局の目標は一本にするということであろうかと思いますけれども、少なくとも各種の共済組合の間にバランスができるだけとれるように、この考え方方は政府としても積極的に考えてまいりたい、いろいろふうをいたしてまいりたいと思います。

○塙田委員 これは問題が前後してたいへん恐縮なんですが、いまのように各種の年金の間にいろいろなアンバランスというのがある。

もう一つ例をあげますと、これはちょっと飛びますが、財源の負担の面なんですよ。国家公務員は、これは国庫負担として長期について一五年国庫負担があります。厚生年金の場合は国庫負担は二〇%。それから農林漁業、私学の場合には一八%。色とりどりなんですね。私はそれなりにやはり長い歴史的な事情があったのだと思いますが、いつまでもこういう負担率の格差を残しておくことはいけないんじゃないかな。ぜひ少なくとも厚生年金並みの二〇%，これは現在直ちに全共済年金についてるべきじゃないか、こう考えるのですが、大臣はどう思いますか。

○愛知國務大臣 これも結局いまお話しのとおり、各種年金がいろいろの経緯その他によりまして、一口にいえればらばらである結果がこうなつた

ておるので、たとえば厚生年金に對する国庫負担はなるほど二〇%でありますけれども、国家公務員共済のほうは給付水準がそれよりもずっと高いわけでございます。そういう関係から、厚生年金同様に二〇%にいたしますとバランスがくずれるわけでありまして、その他でもたとえば農林それから私学、こうした共済は一八%である。国の共済は一五、厚年が二〇、こういうふうにばらばらでございますのはもう御指摘のとおりでありますまい申し上げましたような事情、それからただいまいろいろ御意見を承りましたが、共済の場合は退職前三年間の平均俸給であるし、厚生年金のほうは加入期間の全体の平均標準であるといふような基準が違いますし、それから年金の支給を開始する年齢も違うわけで、共済は五十五歳、厚生は六十歳というふうな差異がござりますので、給付の水準その他とあわせ考えますと、補助率を一律にしますと均衡が失するわけでございますから、これらの点を総合的に現状においては勘案いたしましてバランスがとれるようにするということになると、こうした補助率がむしろ現状においてはばらばらであらねばならないというふうな結論にならざるを得ないわけであります、これらの点は、ですから将来の問題として全体的に整合性ができるようになります、これは多少の時日はかかりますが、されども、前向きに検討していくなければならない問題がある、かように存する次第でございます。

れは幾ら要求してもこの資料はなかなか来ないのですね。こうこうだから具体的にこれだけの

国庫負担で見合うんだという、具体的な資料を私はいただきたいと思うのですが、その前にひとつ、これはどうしたことなのか、見解を承りたい

と思います。

○辻政府委員 厚生年金と共済年金とで国庫補助率に差がございまして、ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございますが、共済組合員の方はいたときたいと思うのですが、その前にひとつ、これはどうしたことなのか、見解を承りたい

と思います。

○塙田委員 そこで、掛け金額はどのくらいになりますか。

○辻政府委員 ただいまちょっと正確な資料を出しますが、いま平均の本俸が大体八万円ぐらいでございますので、それありますと、千分の四十

四をかけますと、三千五百円程度でございます。

○塙田委員 そこで、おそらくこれは資料がある

と思いますからちょっとお聞きしたいのです。こ

れはあとの積み立て方式から賦課方式へ移るとい

うにしなければならぬのでお聞きしたいと思いま

が、昭和四十七年度の俸給の推定額はどのくら

いですか。

○塙田委員 それから、一緒に聞きますが、四十七年度の給付金額の全額。

○辻政府委員 債給の総額は九百十三億三千三百

万円、四十七年度の年金の給付総額は七百八億一千九百万でございます。

○塙田委員 そうしますと財源率はどのくらいにならるのですか。

○辻政府委員 現在の財源率は、先ほどお答え申

し上げましたように、千分の百五ということになつております。

○塙田委員 現実の四十七年度のは、つまり財源

率といふのは、一四七年度の財源率は幾らにな

りますか。実績がこういうふうに出ているのだから

年金の水準は、今回の改正後で六割ないし七割と

差を設けているわけでございます。

○塙田委員 そこで、財源の計算に話がきていま

すが、いわゆる財源率といいますか掛け金率とい

いますか、国家公務員の場合、四十八年度の見込

みでどのくらいになりますか。

積み立て金として累積していく、ことによって

なつておるわけでございます。

○塙田委員 四十七年度の俸給総額が出て、それから給付金額が出て、それで財源率がわからぬのはおかしいんじやありませんか。

○辻政府委員 年金の財政方式に関係することに

なりますが、年金は長期にわたって財政を安定さ

せるということでございますので、単年度の給付

を单年度の収入でまかなくという方式をたどります

のところとつておりませんので、ただいま申し上

げたような結果になつておるわけでございます。

○塙田委員 こういうことになるから、私ども

も——いまいろいろいわれておる賦課がいいの

か、あるいは準賦課といいますか、あるいは積み

立てがいいのかという、いろいろ判断の資料が、

これじや何も出てこないわけですよ。推定は出る

でしよう。

○辻政府委員 四十七年度で申しますと、収入額

の合計が二千二十三億円でございますと、支出額

はただいま申し上げたとおりでございますが、端

数を上げますと七百九億円、準備金の繰り入れ額

がその差額でございますから千三百十四億円、年

度末の積み立て金が九千二百十三億円といふこと

に相なつておるわけでございます。

○塙田委員 私の聞いているのは、掛け金率とい

うものは、たとえば千分の百五といふのは、給料

一千円で百五円を負担しますよといふことでしょ

う。いま総額が出ているのだから、財源率出ない

はずないですよ、掛け金率は。

○辻政府委員 ただいまのお尋ねは、つまり単年

度の收支が見合うように賦課方式でもたらだら

なるかといふ御質問でありますか、そ

ういたしますと、ただいま計算をいたしましたが、そ

ういう前提に立つて計算をいたしますならば、當

然財源率は低くなるわけでございます。整理資源

分を考えないで計算をいたしますと、千分の二十

五程度にならうかと思ひます。整理資源を考慮に

入れますと、千分の七十程度になります。

○塙田委員 それは恩給部分を含めて……。
が、大臣どうでしょうか。

○塙田委員 さようでございます。

○塙田委員 大体千分の七十五でおさまるというこ

とですね。——こういう財源率、たとえばいまは千分の百五ですが、いまのような物価変動の激しいときに積み立て方式で積み立てた積み立て金は、年々減額していくわけですね、物価が上がり

ますから。しかも、いま財源率を見ますと千分の七十でおさまるということになれば、私どもはむ

しろ効率的な使い方として賦課方式に移行したほうがいいのではないか、こう思うのですが、どう

でしようか。

○辻政府委員 確かに現在は受給者の数が少のう

ございますから、賦課方式に切りかえますと掛け

金率、財源率の下がってくるのは当然でございます。

しかし、御提案のようにかりに三年ごとの賦

課方式ということで計算をいたしてみますと、現在のところは掛け金負担金が少なくて済みます

が、将来、大体三十年から先になつてまいります

と、現在の財源率の三倍といふ計算になつてまい

ります。三百三十といふことですので、長期にわたります年金財政の健全性を確保する、あるいは

また世代間の負担の公平をはかるといふ見地から申しますと、やはり積み立て方式でいかざるを得ないのじゃないだろうかといふふうに思つております。

○塙田委員 三十年後の話が出ましたが、それ

じや三十年後になりまつたら、一休金の価値とい

いますか、物価の値上がりはどのくらいになる

か。つまり、いま積み立てておる金は一体どのく

らい減価されるのか、どのくらい価値がなくなる

のかといふ議論にも私は発展しかねないし、そ

ういふことにもなつてしまふのですよ。だから、そ

ういう点を総合勘案した場合に、一ぺんに賦課方

式に行けないという事情があるならば、修正的な

賦課方式を、しかも国庫の負担をこれは相当思

切つて将来に向けてあれなければならぬといふ

ことになりますが、その点を勘案して、私は賦課

方式のほうが非常に合理的だ、こう思うのです

○愛知県務大臣 これはいま辻政府委員から申し上げましたように、現在を考えますと賦課方式のほうがよろしいということにならうと思うのです。しかしやはり、金の価値が下落するということとも含めまして、そらしますと将来どうしても国の負担といふものが多くなるか、あるいは掛け金の額が非常に多くなるを得ない。その分配の問題になると思いますけれども、やはり社会保障制度といふものの方からいえば、どうしてもこれは掛け金が高くならざるを得ない。こういうことを考えますと、にわかに賦課方式あるいは修正賦課方式にいま移行することがいいかなという点はほんとうに真剣に考えざるを得ない。現在のところではむしろ、ことばは変ですけれども、修正積み立て方式といふくらいの考え方で改善をはかつてきたいと、私はまあ私見でござりますけれども、二カ月ほど前の当委員会でも申し上げたことがあるわけでございまして、改善ということはぜひはかつてきたいけれども、直ちに賦課方式あるいはそれに近いものにするのにはなかなか踏み切りができないところである、かのように思します。しかし、いろいろの御意見が出ておりますから、政府としても謙虚にそういう御意見を取り入れて、さらに将来によりよき形ができるようになります。しかしながら、大体法律等のあれを勘案すると、脱落率や残存率、あるいは死亡率、廢死率あるいは平均余命率、いろいろな要素を加味しなければなりませんが、大体法律等のあれを勘案すると、脱落率や残存率、あるいは死亡率、廢死率あるいは平均余命率、こういったものがずっと要素として加わってくるわけです。あそのはかに昇給の率があるでしょうし、また積み立て金の運用利子、五分五厘ですかでやつて、この運用利率が算定されることにならうかと思います。

責任準備金の中で、定期昇給分はそれで見込んでおるけれども、ベースアップ分ですね、つまり定期に昇給するのではなくて、経済の変動に伴つて給料を上げるというベースアップ分が考慮されちゃないということと、平均寿命が統計上やはり年々延びてきておると見ざるを得ません。こういう点は一体どう考えるのか。そしてもう一つ、そのベースアップ分による積み立て金の不足額といふのは現段階で大体どのくらいと計算されておるか、それから脱退者の推定違いによる不足額はどうのくらいか、御答弁願いたいと思います。

○辻政府委員 御指摘のように、ただいま積み立て方式をとつておりますので、例年お願いを申上げておりますようなら年金改定をさせていただきますと、その分の金は過去に積んでございませんので不足が生じてまいります。また、ただいまお話しのようく、ベースアップは保険計算に織り込んでおりませんので、給与の改定がございましてその分はやはり不足になつてまいります。そのほか、今回も多少お願いいたしておりますが、遺族年金の受給資格の要件をゆるめさせていただくといふような給付の改善をやらせていただきますと、その分も過去に積んでおりませんので不足が生ずるわけでござります。

このようないくつか積み立て金の不足額が幾らあるかといふ尋ね方ですが、新法施行後の期間の分につきまして四十四年に再計算をいたしたときの数字でござりますと、約九百億円程度でござります。しかしその後も給与改善あるいはまた給付の改善、年金額の引き上げを行なつていただきおりますので、さらに過去勤務債務があふえていておるものとのふうに考えます。

なお、ただいまお話をございましたように、年金の計算の基礎、保険経理の基礎は、脱退率なりあるいはまた受給者の失權率と申しますが、まあ平均余命でございますとかそれから俸給の比率、つまり昇給率でござりますとか予定期回りといふようなもので構成をいたしておりますので

それを最新のデータに当てはめまして、四十九年の改定をいたすわけでございます。そのものとのデータの変動によつても変わつてしまります。いずれにいたしましても、不足額がどうくらいあるかにつきましては、次回の再計算期でござります四十九年の十月に計算をいたして、額を確定いたしたいと考えておるわけでございます。

○塚田委員 四十四年の段階で九百億の不足、五年ごとの改定ですから、四十九年十月ですが、もうすでに四十八年、ぼく大な不足額があると思うのです。だから、いま政府のとつておる現行の積み立て方式を是認する立場に立つても、これだけばく大な不足額がある。この不足額をどういうふうにして解消する、あるいは解消する検討を進めておるのかどうか、御答弁願いたい。

○辻政府委員 こういう過去勤務債務の処理をどうするかというのは、一つの問題であるわけでございますが、現在、共済年金でとつております方法といたしましては、資産の有利運用によりまして利益差益が生ずるわけでございます。予定期回りを五分五厘で見込んでおりますけれども、実際の運用におきましては六分五厘あるいはそれを上回る程度の運用がなされておりますので、その分だけ利益が生ずるわけでございます。それをしてこの過去勤務債務の償却に充当するという考え方で前回の再計算のときには処理をいたしたわけでございますが、次回の再計算のときはどういたしますか、またその時点で計算をいたしまして検討したい、かように考えております。

○塚田委員 公共企業体、特に国鉄でもいいですが、一体どのくらいの不足額が生じているか。

○住田政府委員 国鉄共済組合の過去勤務債務の総額でございますが、四十六年度末におきまして二兆一千三百六十四億という額になつておりま

○**塙田委員** そぞうすると、各年度の予算ですね、この利子及び配当金というのは、五分五厘を基礎にした予算であるかどうか、あるいは利子の実勢をそのまま横すべりさしているのかどうか、御答弁願いたいと思います。

○**辻政府委員** 実際の運用いたしました利益で見ているわけでございます。

○**塙田委員** それでは次にまいりたいと思いますが、短期のほうについて若干御質問をいたします。

短期給付は、長期と違つてファーフティー・ファーフティー、全く国庫の負担がないわけです。この短期給付は、組合員については十割、家族については五割という計算になつておりますが、實際上はいろいろ給付の対象にならないものがある。しかし近代医学にかかるといふことになれば、金の支出が伴うという事態が現実だと思うのですが、そのほかに初診料二百円、入院については六十円ですか取られるわけですね。そういうこととか、ちょっと手術をするとこれはもう給付外あるいは高価な薬品を与えるとこれもまた給付外、現実の看護婦不足の中で付き添いを雇うといえばこれも給付外、あるいはまた医者のすすめによつてどうしても個室で治療しなければならぬという場合、これはばく大な金が取られます。差額を取られるわけですよ。こういうふうにして、十割といつておりますけれども、實際は六割とか、よく七割という現実なんです。この実態について大臣は御存じだらうと思いますが、どのようにお考えになつておるか、御答弁願いたいと思います。

○**辻政府委員** ただいまの医療の給付でございますけれども、國家公務員共済組合の場合、本人は原則として十割給付でございます、一部に一部負担がございますが、家族の場合には五割給付でござりますけれども、別途附加給付という制度がございましてプラスアルファの給付が行なわれるようになつております。したがいまして、政府管掌の健康保険よりは給付のレベルが高くなつてゐるわけだございます。

なお、差額ベッド等の御指摘がございましたが、これは医療保険制度全般の問題でございまして、共済だけの問題ではございませんけれども、本人の特殊な希望等によりまして個室に入るというような場合は、これをすべて保険で処理するといふのはなかなかむずかしいのではなかろうかと思つております。

○塚田委員 本人は十割、家族は五割、しかし実際は付加給付をやつてある。結局保険制度の短期給付の不足を付加給付で補つておるといふ実態は私は変則だと思うのですよ。だから、特に国民健康保険の場合は家族給付は確かに七割ですね。短期の場合は五割。このように差があるわけです。そういう家族給付について非常に低い給付、あるいはまた国保との間に差がある、こういう事態はすみやかに是正されなければならぬ、こう思うのですが、どうでしょうか。

○辻政府委員 国民健康保険の場合には、世帯主も世帯員も通じて七割でございます。つまり家族に当たる者も七割で、本人に当たる者も七割といふことに相なつておるわけでございます。

それから、別途御提案申し上げております健康保険法の改正におきましては、御承知いただいておりますように、この家族の五割の給付割合を六割に上げる。さらにその上に高額医療費の支給といふことを御提案申し上げておるわけでござりますが、共済組合の制度におきましても同様な措置をとる考え方でございまして、健康保険法の付則での改正を盛り込んで御提案を申し上げております。

○塚田委員 最後に、先ほどの私どもの委員の質問の一番当初の問題に戻りますが、いろいろ年金があります。所管はそれぞれ公企体については運輸省が窓口、国家公務員については大蔵省、その他それ所管があるわけです。私はこの国家公務員の共済についての取り扱いといいますか、扱うのは、その他の共済を扱つておる諸官庁の例にならって、いまの国の機構の中では、大蔵省が所管するのは間違つて何ですが、適当では

なくて、むしろこれは国家公務員の給与の関係、その他を扱つておる総理府で所管すべきものではないか。私は過去の歴史的な経過は知つておりますが、うような場合は、これをすべて保険で処理するといふのはなかなかむずかしいのではなかろうかと思つております。

○塚田委員 本人は十割、家族は五割、しかし実際は付加給付をやつてある。結局保険制度の短期給付の不足を付加給付で補つておるといふ実態は私は変則だと思うのですよ。だから、特に国民健康保険の場合は家族給付は確かに七割ですね。短期の場合は五割。このように差があるわけです。

そういう家族給付について非常に低い給付、あるいはまた国保との間に差がある、こういう事態はすみやかに是正されなければならぬ、こう思うのですが、どうでしょうか。

○辻政府委員 国民健康保険の場合には、世帯主も世帯員も通じて七割でございます。つまり家族に当たる者も七割で、本人に当たる者も七割といふことに相なつておるわけでございます。

それから、別途御提案申し上げております健康保険法の改正におきましては、御承知いただいておりますように、この家族の五割の給付割合を六割に上げる。さらにその上に高額医療費の支給といふことを御提案申し上げておるわけでござりますが、共済組合の制度におきましても同様な措置をとる考え方でございまして、健康保険法の付則での改正を盛り込んで御提案を申し上げております。

○塚田委員 最後に、先ほどの私どもの委員の質

なくて、むしろこれは国家公務員の給与の関係、

その他のを扱つておる総理府で所管すべきものではないか。私は過去の歴史的な経過は知つておりますが、うような場合は、これをすべて保険で処理するといふのはなかなかむずかしいのではなかろうかと思つております。

○愛知国務大臣 ただいま御指摘がございましたように、沿革的に旧法ができた昭和二十三年以降はいわゆる所管官庁としての大蔵省の立場でやつておるのであって、財政総括責任省としての大蔵省の立場とは違うわけでございますが、旧法施行以来ずっとやっておりまして、所管省として大蔵省が所管しているわけでございますが、こ

れはいわゆる所管官庁としての大蔵省の立場でやつておるのであって、財政総括責任省としての大蔵省の立場とは違うわけでございますが、旧法施行以来ずっとやっておりまして、所管省として大蔵省が所管しているわけでございますが、こ

れはいわゆる所管官庁としての大蔵省の立場でやつておるのであって、財政総括責任省としての大蔵省の立場とは違うわけでございますが、旧法施行以来ずっとやっておりまして、所管省として大蔵省が所管しているわけでございますが、こ

ら、そいつたよな際におきましたは、私たち制度全体の改正というようなことの場合には、十分考慮してしかるべき問題だと思いますが、現在は特別にその必要も認めていないし、またそういうふうにお考えいただくことについては、

さようなことはございませんから、またこれを事実の上にもはつきりあらわしていくようにいたしたい、かように存じます。

○塚田委員 終わります。

○木村(武千代)委員長代理 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本です。

私たち年金にスライド制を導入して年金だけ

で生活のできる保障をすべきである、こういうよ

うに第一に考えておるわけでありますけれども、

現在の国家公務員共済組合年金の受給者の状況を

見ますと、昭和四十六年の平均年金支給額は退職年金で三十八万一千二百七十二円、こういふよう

いきますか、対外的には誤解を与えているわけで

す。それは年金積み立て金が資金運用部資金に大きめ繰り入れられる、預託される、こういう問題

等をめぐつていろいろな問題も出てきておるやに

聞いておりますので、むしろこの所管官庁として

は先ほど私が言つたとおりすつきりと総理府なら

総理府にやる、財政運営といふのはもちろんこれ

は大蔵省のやるべき仕事ですから、これはこれで

いいと思うのです。少なくともその窓口、所管と

いうものは総理府に移管すべきじゃないか、こう

思うのですが、どうでしょうか。

○愛知国務大臣 年金の問題、あるいは積み立て

いたしたということもその姿勢のあらわれでございまして、そういうふうに御理解をいただきたい。また今後におきましても十分前向きに検討いたしたい、こう思うわけであります。

○増本委員 先ほど来質問者から引用されていました昭和四十二年六月二十一日付の社会保障制度改革案の申し入れによりますと、この各種年金は「その根底に生活保障的な意味をもつ。」といふことを直言しているわけであります。そしてこの申しこみに基づいて公的年金制度調整連絡会議が発足をして、昭和四十六年の一月二十日に中間取りまとめが出来ましたけれども、この論旨でいき

ますと、共済組合年金、特に国家公務員年金については恩給との関係が一つはブレーキになって社会保険的なあるいは生活保障的な側面といふものをまとめて打ち消すようなそういう傾向が出ている

ますと、共済組合年金、特に国家公務員年金については恩給との関係が一つはブレーキになつて社会保険との関係からいふと、生活保障的な面がやはり薄らいでくる、あるいは全くそれを否定する論理として使われているというような懸念が私は非常にあります。しかし、この中間取りまとめ、四十六年一月二十日の公的年金の連絡会議の中でも、各種共済組合については恩給との関係について再検討する必要があるということを検討にあたつての具体的な留意点として掲げている

わけでございます。すでに四十二年の六月以降六年を経過していますし、また中間取りまとめ以降の方向が明確にされていません。

そこで所管の大臣と、それから公企体関係については政務次官にお伺いしたいのですが、この中間取りまとめで恩給との関係について再検討する

という方向が出ていた点を踏まえて、今後この恩給と共に年金との関係についてどういう方向でど

ういうふうに調整し、しかもその年金としての実質的な価値の維持の調整をはかつてこうとされ

るか。まずその基本的な方向を明確にしていただ

○愛知國務大臣 沿革的、歴史的に申しますと、確かに恩給というものを制度的に切りかえたという点がいろいろの場合に一つの論点になつておられますことは私もお話をおりだと思います。それにはいろいろの面がござりますが、先ほどもちよつと触れましたが、たとえば恩給からの引き継ぎといふことがある関係で、財源的な措置を考える場合でも既得権あるいは期待権といったようなどころに留意しなければならないというような別個の一面もあるわけございますけれども、しかし受給者のこれから姿その他から考れば、やはり他の社会福祉といいますか社会保険的な考え方には移行していく、そのほうに比重が多くなる、それが当然の成り行きでありますから、そういう点に立脚して今後の改善策を考えていきたい、こういふうに考えております。

○増本委員 每年国家公務員の共済年金法そのものを改正し、そして生活保障としての側面を

○名保証していくという方向でこの年金問題を考えいくべきであるという意見は主張されていま

すけれども、政府のほうでは相も変わらず恩給法の改定に従つてこの年金の引き上げを考えいく

といふういうやり方で、いつまでたつても古くからの恩給概念のしつぽをきちんと切つていくと

いうことをしていかなければなりません。いま大臣

も生活保障的な側面を今後の受給者の実態から考

えてやつていこうというお話であります、それ

ならばひとつ本法である年金法に戻つてその年金

法の根本的な改正をはかり、その本法に基づいて

常に年金受給者の生活維持をはかつていけるよう

なり方方に変えるべきであるというように思いま

すけれども、その点についていかがでしよう。

○愛知國務大臣 これは先ほども申しましたよう

に、歴史的あるいは沿革的な背景もありますし、受給者の立場といふこともござりますから、そ

ういう点を一挙に抜本的に改正するということはな

かなかむずかしいのじやないかと思います。

それからもう一つは、なるほど共済年金の額の

引き上げにいたしましても、恩給に追随した考え

方がいいまでも残滓として残しているではないか

といふ点も、見方によれば確かにそうかもしれません

次長から詳しく述べましたように、これ

は諸制度が沿革的にばらばらになつておりますか

なら、できるだけ一本にするような方向で考えたい

と思いますけれども、それらの点が実は四党の御

提案と考え方が率直に言つて違う点でございま

す。

○愛知國務大臣 この点については、先ほども述べましたことから、いろいろと先ほども経緯の説明がありましたが、審議会等の御答申と

いうものも具体的に得られなかつたような関係も

あつて、やはりこれは公務員給与ベースの引き

上げをよりどころにして、かつ二年分をここに

持つてくるということが今年度において最も適切で、また非常にわかりやすい。そして政府の意図として引き上げたいという気持ちにもこれが合致するものでありますから、今回の場合にはこう

いう方式をとつたわけでございます。しかし同時に、先ほど申し上げましたように、将来の問題と

しては、まず年金制度 자체ができるだけ一本にし

たいといふうな考え方を一方にあるくらいでござりますから、いわんやたまゝ御指摘の問題についても、将来の姿としてはできるだけ一本の目

的につけて、年金制度の改定をしていくことは望

ましいことである、こういふうに考えております。

○増本委員 辻次長にちよつとお伺いしますけれ

ども、退職時の俸給で計算する場合と、それから

退職前三年の平均報酬で計算する場合と、年金

の受給額においてどのくらいの開きがあるか計算

なすったことござりますか。

○辻政府委員 これはベースアップの率をどのく

らいと置くかということによって違つてしまふと

思いますが、財源の問題で申しますと、三年平均

から最終俸給にかりに直すといたしますと、財源

に及ぼす影響は千分の四程度と推定しております。

○増本委員 私が若干試算したところで見ます

と、四十七年十一月末に公務員として二十年勤続

して五等級六号俸、これはことしの四月一日昇給

で退職した人の場合でも、三年平均の場合だと約

四万円、年金としての開きが出てくるといふよう

になるのです。これは生活保障の方向に持つてい

く、そういうふうに政府自身がおつしやつても、

結果としては生活保障でないといふことは明らか

になるのです。これは生活保障の方向に持つてい

く、そういうふうに試算をされてないといふことであ

りますけれども、現に年金受給者について、ひと

つ一般的な公務員であつた人で、一体どの程度の開

きが出てくるのかといふとの実態をまず把握さ

れて、そして、その不利益といふのが非常に大

きいことはいまの例を見ても明らかですから、ひ

とつこの点は公務員並みに直ちにすること、そ

ういう方向で検討をしていただきたいといふふう

に強く要求したいと思うのです。

一体政府のほうでは、年金生活者について退職

後どういう生活実態にあるかということを調査さ

れたことがありますか。

○辻政府委員 共済年金の受給者について特に調

査をいたしましたといふことはございませんが、四十

八年度人事院のほうで退職者の生活実態といふこ

とで調査を予定いたしております。

○増本委員 年金受給者の生活の実態も十分にお

はできないと私は思うのです。大体政策の方向が

はできないと私は思うのです。それで年金の計算といふもの

調べにならないで、それで年金の計算といふもの

はできないと私は思うのです。それで生活をしなけれ

ばならない立場に立つわけでしょう。

○増本委員 年金受給者の生活の実態も十分にお

はできないと私は思うのです。それで年金の計算といふもの

はできないと私は思う

いてまできちんと実態を把握し、あたたかい手を差し伸べるというのは、これはもう当然のことだ

そういうふうに私は思うわけですね。
それで、大臣にお伺いしたいのですが、いまの
ように年金受給者の状態についても政府は実態を
なかなか把握されておられない。これでは今後こ
の年金を大臣がいかように生活保障の側面を強く
して改善していくということをおつしやつても、
やはり実態との乖離は避けられないと思うのです
が、十分に実態の把握を進められ、そうして改善
されるように私は要求したいと思いますが、いか
がでしようか。

○要知國務大臣　これはまことにごもつともな御指摘でありまして、実はそういう点がおくれておったということを反省いたしまして、四十八年度の予算の編成のときに、正確な数字はちょっと私、ここでは記憶いたしておりませんが、人事院にもお願いをして、予算をつけて、そして國家公務員の退職後の状況を調査することにいたしておるわけで、この点はただいま辻次長から申し上げたとおりでございます。私としても、特にこういう点の調査には行き届いたやり方をいたすべきである、といへん從来はそういう点に欠陥があるたといふことの反省の上に立つてこれからひとつ十分気をつけてまいりたいと思います。またそういうことがなければ、今後の政策の樹立の上にも支障があるということは御指摘のとおりと思いま

○増本委員 そこで、この年金の問題で、生活で生きるという年金で非常に大事なのは、最低保障額をどのようにきめるかという問題であると思うのです。この点については、もう先ほど来皆さんが主張しておるように、年四十八万円、月四万円にすべきであるというのが私たちの主張であり、要求でありますけれども、まず公共企業体について、先ほど來の指摘のように最低保障額がきめられていません。これは私ははつきりと国家公務員や地方公務員の共済年金と同じように明確にきるべきであるというふうに思いますが、今後の政

策方向ですので、ひとつ運輸政務次官から御意見を伺いたいと思います。

○佐藤(文)政府委員 御承知のとおりに専売、鉄、電電、この三つの共済組合がありまして、それぞれ運営審議会がござります。そこで緊密な連絡をとりながらそういう問題について検討を加えております。今後とも前向きに取り組んでいきたいと思っております。ただ公的年金制度調整連絡会議もございますので、制度面その他の調整もそこで十分やつていただきたいということ。それからさらに社会保障制度審議会にも意見を各大臣から十分に徴しまして、こういう問題についても考えて

いきたい、こういうぐあいに思つておる次第でござります。

○増本委員 公企体の点では国鉄の共済組合が何といつても一番大きな比重を持っていますし、皆さんのほうでその気になれば、これはできると思うのです。ひとつ来年度以降この点で国公並みに足並みをそろえるという方向でお願いしたいのですが、その点はいかがですか。

○佐藤(文)政府委員 来年すぐそういう方向にいきますと、いう御返答はここでできません。しかし、そういうことも入れまして、生活保障的な、先ほど大蔵大臣が申し上げましたような方向に向かつて検討を加えていきたい、こういうぐあいに考えております。

○増本委員 そこで、最低保障額ですが、ことしの十月から三十万二千四百円ということになるわ

けですけれども、これ自身がきわめて低いといふことは大臣もおっしゃったとおりです。人事院の標準生計費をとりましても、平均すれば三十七万五千八百四十円ですし、独身者の場合でも三十二万一千六百円ということになつてゐるわけです。生活保護の世帯で見ますと、六十歳から六十四歳の夫婦の場合で、年額三十八万九千七百四十円、六十五歳以上夫婦で三十九万九千二百二十円、こう見ますと人事院の標準生計費よりも低いし、なつかつ生活保護世帯の生活保護費よりもさらに低い、こういう現実であるわけですね。政府側のほ

うは四十六年の十五万円から二倍以上引き上げた
ということでありましょうけれども、これはやは

○愛知國務大臣 先ほど来申し上げておりますことにつけ加えることはないのであります、ひとつできればそういう方向に向かって検討を進めたるの点で所管大臣としての御見解をひとつ伺いたいと思います。

いと思います。同時に、これは何べんも申します
ようにいろいろの制度がばらばらになつており
ますから、全体をよりよくしたいわけです、われわ
れといったましては、そういたしますと結局財政
計画の問題になり、そして結局四党の方々は賦課
方式などということに移行されるような御提案なんで
ござりますが、そこに触れるわけで、結局財政計
画とそれからいすれにしてもこれを拡充すればそ
の財源は税金によるのか、掛け金によるのかとい
うことでございますから、その辺のところにつき
ましては国民的な考え方というものを十分ひとつ
分析しながら、掌握しながら前進するようにして
まいりたい、こう考えております。

○増本委員 この点は、国際的な基盤である世界
人権宣言でも十分な生活水準を保持する権利を世
界のすべての人々に保障するということをいつて

おられますし、英國の社会保障の基本となつたビバ
リッジの原則でも第一に最低生活を保障するとい
うことをうたつてゐるのであります。ほんとう
に日本がこの面で国際水準からきわめて低位であ
ることの事態も十分に直視をして、善処をしていた
だきたいといふように考へます。

次の問題に移りたいと思います。これは、私た
ちは今回の改正の問題でも、遺族年金の給付条件
を緩和して、掛け金の掛け捨てをなくすようにし
なければならぬといふように考へるわけです
が、その点で、今回は遺族一時金をなくして、一

年以上のものについて年金を支給するというようになつていますけれども、統計上見ましても、退

か。職して一年未満の死亡者の割合が非常に多いわけですね。四十五年をとりましても六・八%ということになっています。ですから、ほんとうに遺族年金の給付条件を緩和するということであるならば、少なくとも六ヶ月とすることを基準にすべきであるというように思うのです。これは厚生年金は六ヶ月ということになってしまい、なぜ一年とうぐいにしたのか。私は当然六ヶ月といいうふにすべきだと思いますが、いかがでしよう

○辻政府委員 ただいま御指摘のよう、現在の制度でございますと公務員の遺族年金は、公務員として十年間つとめていないと支給されないようになつておるわけでございますが、他の社会保険制度に比べましても均衡上問題がござりますので、今回御提案申し上げておりますように、一年以上の期間があれば年金を受給できるように改正させていただきたいと思っておるわけでございます。

そこでお尋ねのなぜ六ヶ月にしないのかという問題でございますが、現在共済年金におきます他の公務外の事由による長期給付の最短受給資格期間といふのが一年ということになつておりますので、それとバランスをとりまして一年ということにいたしたいと考えておるわけでござります。

○増本委員 大臣、身をすり減らして長年勤続を

して仕事をやつてきた人が、一年未満になくなられるというのが、先ほど話しましたように四十五年でも六・八%というぐらいになつてているわけですね。ですから、こういう人たちにも、あの遺族の生活保障ができるような手立てをすべきであると私は思うのですが、これは小さな改正だけれども、しかしその及ぼす結果というのは非常に大きいというふうに思いますので、その点についてのひとつ御所見をいただきたいと思います。

○辻政府委員　ただいまお尋ねの問題は、公務員が退職をいたしまして、退職年金を受給するよう

になつてから六ヶ月で死亡したという場合でござります。とすれば……

○増本委員 違う。

○辻政府委員 それならば遺族年金の受給資格はあるわけあります。先ほど私が御説明いたしましたのは、公務員になりましてから一年以上たちまして死亡いたしました場合には、遺族年金を受給できるようにしようという改正の趣旨を申し上げたわけでございます。

○増本委員 いやいや、ほくが言い方を間違えました。ごめんなさい。在職一年未満というのです。

失礼いたしました。それじゃけつこうです。
そこで次の問題ですが、遺族の所得制限、特に配偶者についてですが、これが今日三十一万七千五百円といふことになつてゐるわけですね。これは私は非常に問題だということになつてゐるに思ひます。この点について、当然これは改善されなければならないといふように思ひますけれども、いかがでしよう。

○辻政府委員 一般的に申しまして、遺族については生計維持要件といふのがございますが、その生計維持要件を具体的にどういうふうに判定するかといふ場合に、ただいまお示しのよくな年間の収入が三十一万七千五百円といふところで一応の線を引いているわけでございます。これは所得税法上の扶養親族にかかる所得額の制限の例を参考をいたしまして、このよくな認定基準を設けているわけでございます。所得税法の改正によりまして、給与収入の最高限度額の金額が上がりますならば、またそういう点を勘案いたしまして、基準の引き上げを検討いたしたいと思っておるわけでございます。

次に、配偶者の場合でございますけれども、配偶者の場合は、配偶者の所得のほうが本人の所得よりも少ない場合については、これを遺族として認めるということにいたしておりますし、かりにそれを上回る場合でございましても、今後は年間の収入が大体二百四十万程度でございますれば遺

族として認める方向にいたしたいというふうに考えております。

○増本委員 これはぜひ改善すべきだといふように思ひます。しかもこれはいまのお話をもつたように運用方針でやつてあるといふ問題があつたようですね。しかもこれはいまのお話をもつたよう運用方針でやつてあるし、それから額自体が非常に低過ぎるため、これではもうパートでちょっと働いただけでも年間三十万ぐらいは出してしまらわけですね。この点の問題については、所得税法上の問題としてかつて当委員会でも審議をしましたけれども、配偶者の場合は、特に主人をなくして子供を養育しなければならないといふような点で、この所得制限があること自身が、これは生活保障としての面からいっても大きな制約になると思うのです。もう一つは、今年度の税制改正で老年者年金の特別控除も六十万円といふようになったばかりで、遺族だからむしろもつと優遇されるべきだといふふうに私は思ひますので、ひとつ大臣から明確なお約束をいただきたいといふように思ひます。

○愛知国務大臣 ひとつ十分考えます。

○増本委員 そこで、こうして今回も年金が若干にしろ引き上げられるといふことになると、心配なのは掛け金を値上げされるのではないかといふことなんですね。この点については、私は値上げをせずにやつていいけるといふことにすると、心配なのは掛け金を値上げされるのではないかといふことなんですね。この点については、私は値上げをせずにやつていいけるといふことにすると、心配なのは掛け金を値上げされるのではないかといふことなんですね。三十九年、四十四年の二回にわたつて再調整をされ、来年の十月にまたちょうど調整期に入りますが、過去の例を見ますと、三十四年から四十四年までの十年間の年金改定率では七三・六七%，四十四年から四十八年までは六三・四七%の引き上げになるわけですね。しかし、過去七三・六七%の引き上げをやつたときには、掛け金の引き上げをやらないで済ませてきたわけで、今

ここでもひとつ大臣から明確に御回答をいただきたいたいのですが、掛け金の引き上げはしないで済ますといふようにされべきだと思いますが、いかがでしよう。

○愛知国務大臣 この点はなかなかむずかしいとおもふことはできません。十分これから検討してまいりたいと思います。

それから、掛け金と社会保険一般の考え方といふものは、先ほど三十七年の答申も引用いたしましたが、これではむずかしい問題であると考えます。しかしだ大臣、四十四年までの間に、先ほど言つたように、七三・六七%，今度四十四年から四十八年までの五年間では六三・四七%の引き上げになつていくわけです。この前掛け金の引き上げをしないで済ませて、今回はやるといふ根拠はどこにあるのでしょうか。

それから、資金の運用利回りを見ましても、四十七年の推定で六・四一%といふことで、これは四十年から四十七年まで全体をとりましても、あるいは四十四年から四十七年までの四年間をとつても大差がないし、利回りの点でも悪くなつてないということにはならないと思うのです。です

○増本委員 では今度の二三・四%の引き上げで、新規に必要な財源といふのは、四十八年、四十九年でそれぞれ幾らになるのですか。

○辻政府委員 今回の改定に伴います増加所要額

といたしましては、初年度が七十一億五千六百万円、平年度が百八十二億七千三百萬円といふことになります。

○増本委員 合わせても二百五十五億円弱です

ね。そしたらそれは、国庫負担のうち一五%分が

ほぼ百二十二億円、これをいま一五%ですれば

五%引き上げて二〇%にしたとしても、全体

として百六十二億円といふように大体なります

ね。ですから、私は当面厚生年金並みに国庫負担

率を引き上げるべきだ、その方向でひとつ十分に御検討をいただきたいといふように考えますが

もう一度、一応必要財源の額が明確になつたところで一言でいいですから大臣のお約束をいただきたい。

○愛知国務大臣 これは残念ながらお約束できな

いのはなぜかと言ひますと、こちらを二〇%に引

き上げると今度は厚生年金をうんと引き上げなけ

れば、給付内容との関係から申しましてつじつま

が合わなくなる。先ほど申しましたように、農林

とかそのほかのすべての関係等々、さらに他の社

ただくのはいさか早計ではないだらうかと思ひます。

同時に、これは詳しく述べるのを省略いたしますけれども、結局税金でまかならぬのが保険料でまかならぬのが、またその相対関係をどういうふうに割り切つていくかといふ一番基本的な問題がありますけれども、これではもうパートでちょっと働いただけでも年間三十万ぐらいは出てしまふわけです

ね。この点の問題については、所得税法上の問題としてかつて当委員会でも審議をしましたけれども、配偶者の場合は、特に主人をなくして子供を養育しなければならないといふような点で、この所得制限があること自身が、これは生活保障としての面からいっても大きな制約になると思うのです。もう一つは、今年度の税制改正で老年者年金の特別控除も六十万円といふようになったばかりで、遺族だからむしろもつと優遇されるべきだといふふうに私は思ひますので、ひとつ大臣から明確なお約束をいただきたいといふように思ひます。

それから、掛け金と社会保険一般の考え方といふものは、先ほど三十七年の答申も引用いたしましたが、これではむずかしい問題であると考えます。しかしだ大臣、四十四年までの間に、先ほど言つたように、七三・六七%，今度四十四年から四十八年までの五年間では六三・四七%の引き上げになつていくわけです。この前掛け金の引き上げをしないで済ませて、今回はやるといふ根拠はどこにあるのでしょうか。

それから、資金の運用利回りを見ましても、四十七年の推定で六・四一%といふことで、これは四十年から四十七年まで全体をとりましても、あるいは四十四年から四十七年までの四年間をとつても大差がないし、利回りの点でも悪くなつてないということにはならないと思うのです。です

○増本委員 では今度の二三・四%の引き上げで、新規に必要な財源といふのは、四十八年、四十九年でそれぞれ幾らになるのですか。

○辻政府委員 今回の改定に伴います増加所要額といたしましては、初年度が七十一億五千六百万円、平年度が百八十二億七千三百萬円といふことになります。

○増本委員 合わせても二百五十五億円弱です

ね。そしたらそれは、国庫負担のうち一五%分が

ほぼ百二十二億円、これをいま一五%ですれば

五%引き上げて二〇%にしたとしても、全体

として百六十二億円といふように大体なります

ね。ですから、私は当面厚生年金並みに国庫負担

率を引き上げるべきだ、その方向でひとつ十分に御検討をいただきたいといふように考えますが

もう一度、一応必要財源の額が明確になつたところで一言でいいですから大臣のお約束をいただきたい。

○愛知国務大臣 これは残念ながらお約束できな

いのはなぜかと言ひますと、こちらを二〇%に引

き上げると今度は厚生年金をうんと引き上げなけ

れば、給付内容との関係から申しましてつじつま

が合わなくなる。先ほど申しましたように、農林

とかそのほかのすべての関係等々、さらに他の社

ただくのはいさか早計ではないだらうかと思ひます。

同時に、これは詳しく述べるのを省略いたしますけれども、結局税金でまかならぬのが保険料でまかならぬのが、またその相対関係をどういうふうに割り切つていくかといふ一番基本的な問題がありますけれども、これではもうパートでちょっと働いただけでも年間三十万ぐらいは出てしまふわけです

ね。この点の問題については、所得税法上の問題としてかつて当委員会でも審議をしましたけれども、配偶者の場合は、特に主人をなくして子供を養育しなければならないといふような点で、この所得制限があること自身が、これは生活保障としての面からいっても大きな制約になると思うのです。もう一つは、今年度の税制改正で老年者年金の特別控除も六十万円といふようになったばかりで、遺族だからむしろもつと優遇されるべきだといふふうに私は思ひますので、ひとつ大臣から明確なお約束をいただきたいといふように思ひます。

それから、掛け金と社会保険一般の考え方といふものは、先ほど三十七年の答申も引用いたしましたが、これではむずかしい問題であると考えます。しかしだ大臣、四十四年までの間に、先ほど言つたように、七三・六七%，今度四十四年から四十八年までの五年間では六三・四七%の引き上げになつていくわけです。この前掛け金の引き上げをしないで済ませて、今回はやるといふ根拠はどこにあるのでしょうか。

それから、資金の運用利回りを見ましても、四十七年の推定で六・四一%といふことで、これは四十年から四十七年まで全体をとりましても、あるいは四十四年から四十七年までの四年間をとつても大差がないし、利回りの点でも悪くなつてないということにはならないと思うのです。です

○増本委員 では今度の二三・四%の引き上げで、新規に必要な財源といふのは、四十八年、四十九年でそれぞれ幾らになるのですか。

○辻政府委員 今回の改定に伴います増加所要額といたしましては、初年度が七十一億五千六百万円、平年度が百八十二億七千三百萬円といふことになります。

○増本委員 合わせても二百五十五億円弱です

ね。そしたらそれは、国庫負担のうち一五%分が

ほぼ百二十二億円、これをいま一五%ですれば

五%引き上げて二〇%にしたとしても、全体

として百六十二億円といふように大体なります

ね。ですから、私は当面厚生年金並みに国庫負担

率を引き上げるべきだ、その方向でひとつ十分に御検討をいただきたいといふように考えますが

もう一度、一応必要財源の額が明確になつたところで一言でいいですから大臣のお約束をいただきたい。

○愛知国務大臣 これは残念ながらお約束できな

いのはなぜかと言ひますと、こちらを二〇%に引

き上げると今度は厚生年金をうんと引き上げなけ

れば、給付内容との関係から申しましてつじつま

が合わなくなる。先ほど申しましたように、農林

とかそのほかのすべての関係等々、さらに他の社

会保険のほうにもこれはバランスとして波及せざるを得ない。したがって、この一点からだけ所要の財源がどれくらいだ。それだけで取り上げられるならばたいした問題でないとおっしゃるかもありますので、この一点についてだけまずイエスと言えとおっしゃられても、これは無理でござります。

○増本委員 大臣をうおっしゃいますけれども、これは掛け金が片方は高いんだから当然だというふうに思いますが、厚生年金と給付水準が違つてくるというのは。そこで、国家公務員共済組合連

合会の四十八年度事業計画の概要の中の業務経理のところに「長期給付所要財源率の再計算を四十九年十月に行なうため、資料の整備検討を行なう」というようになって、連合会としても独自にその財源確保等々についても努力をされるように書かれていますが、これはどういう方向で検討をするのか、その点を明確にしていただきたい。

○辻政府委員 四十九年の十月が財政再計算期に当たっておりますので、いろいろな資料を集めまして財政再計算の準備をするための費用でござります。

○増本委員 皆さんのほうでは、国家公務員労働組合の年金についての要求は十分御承知でしょ

ね。

○辻政府委員 承知をいたしております。

○増本委員 それならば、その声をやはり十分に反映できるように私は指導をされるべきだと思うのですよ。そこで、この業務経理の問題については検討委員会をつくって検討するということになります。そこで、この業務経理の問題については検討委員会をつくって検討するということになります。それで、この業務経理の問題については運使折半、そこで出てきた検討の結果については連協の全体委員会の決議事項として組合員の意見が十分に反映できるような手立てをるべきだといううように思いますが、そういう方向での指導をなさるかどうか、お伺いしたいと思います。

○辻政府委員 細部についてはまだ十分詰めておりませんけれども、ただいまの御指摘のように組合員の意向が反映するような方向で検討いたしました

といふ点について若干お伺いしたいと思ふのであります。

○増本委員 そこで今度は、単位の共済組合の運営の問題について若干お伺いしたいと思ふのであります。

○増本委員 は大臣の一方的な任命できまるといふように法律のたてまえはなつておるわけですが、法律では委員は十名以内といふようになつておるのに、運営審議会の規則では九名といふことで職員のほうから四名、そして省のほうから五名が委員になつて

出てきておるのですが、これは当然労使五名・五名といふぐあいにすべきだと思ふけれども、いかがですか。

○辻政府委員 共済組合制度の運営につきましては、できる限り全組合員の意思が反映されまして自主的に行なわれる事が望ましいことは、御指摘をまつまでもなく当然のことであります。そこ

で、現在の制度におきましても、共済組合の業務の適正な運営に資するために、各組合に運営審議会が置かれておりまして、定款の変更でございま

すとか、事業計画、予算、決算の重要事項はその議を経てきめるということになつておるわけでござります。

○増本委員 そこでただいま御指摘の運営審議会の委員でございますが、法律によりまして一部の者の利益に偏ることのないよう相当の注意を払ふべき旨が明記されておりますが、委員の数につきましては、法律上は委員十名以内ということになつてお

ります。そこで、この業務経理の問題については検討委員会をつくって検討するということになります。それで、この業務経理の問題については運使折半、そこで出てきた検討の結果については連

協の全体委員会の決議事項として組合員の意見が十分に反映できるような手立てをるべきだといふように思いますが、そういう方向での指導をなさるかどうか、お伺いしたいと思います。

○辻政府委員 細部についてはまだ十分詰めておりませんけれども、ただいまの御指摘のように組合員の意向が反映するような方向で検討いたしました。この点について若干お伺いしたいと思ふります。この点については改善するようすべきだと思いますが、いかがですか。

○辻政府委員 大蔵省の機構は、御承知のように大きく分けますと、本省と国税と財務と税關とに分かれておるわけでございまして、ただいまの大蔵の共済組合の運営審議会の運営といたしましては、この大きなグループごとに一人ずつの委員を選ぶという方法でやつておるのではないかといふふうに思います。

○増本委員 しかし、いま次長が言いましたように、その組合員の、つまり共済組合員の声がやはり民主的に反映できるようなそういう運営といふのが何よりも必要であるといふように思うのです。これでいくと、未組織の、労働組合に参加しないような共済組合員の発言の機会もないし、その声も反映できない。また委員を出していないところでは、事業計画の説明すら受ける機会がない。だから黒字なのか赤字なのかといふことでもわからないといふようになつていて、この点についてはひとつ十分な改善策を講じて、共済組合がほんとうに組合員の、そして職員の意見が反映できるようにすべきだと思いますが、その点での善処をひとつお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○要知國務大臣 周知徹底等について十分くふうをこらしてまいりたいと思います。

○増本委員 そこで、国家公務員共済組合の連合会の事業計画を見まして、医療経理の問題が非常に重大な問題にいまなつてきているといふように思ふのですね。今回、見ますと、赤字が約七十二億円といふように出でていますけれども、この赤字はどうのよろに出ていますけれども、この赤字はどのようににして解決されるか、また政府としてそのためにはどういう指導をなさろうとしているか、ひとつ明らかにしていただきたい。

○辻政府委員 病院の経営につきましては、一般的に申しましても、なかなかむずかしくなつてしまつておりますので、特に年々医療水準が向上いた

題があらうかと思ふますけれども、なお十分検討いたしまして、私どもいたしましても、組合員の意見についても、やはり組合や全税関労働組合のほうからの委員が全然出ていませんね。こういうことだと、一方の利益

の意図というものが自動的に反映できるような運営に心がけてまいりたい、かように思つております。

○増本委員 それから、こういう組合の事業計画の内容について、やはり組合員に周知徹底させ、そしてその意思が反映できるようにするといふことは非常に重要なことだと思うのですね。とかくそういう点がおろそかになつていて、各省ごとの共済組合の実態を見ますと、どうも省内にあるいは府内に出される広報やその他で、海の家ができたとかそういうようなことは宣伝されるけれども、年間の事業計画とか、あるいは予算や決算といふような問題が、必ずしも十分に組合員の前に明らかにされていない傾向にあると思うのです。こういう点についても十分な指導をして、事業計画をみんなに周知させると同時に、やはりそれについての説明の機会も与えるようなことで、組合員の意思を吸収していくという方向でひとつ指導も徹底してほしいということをお願いしておきたいと思います。その点はいいですか。

額国庫負担をしておるわけでございます。

それから、たゞいまお話しの忠海病院につきましても、今年度の予算におきまして医療施設の整備いたしまして七千万円計上いたしております。國からの補助で施設の整備充実をはかつておるところでございます。

○増本委員 では、あと一点お伺いをします。

いわゆる国家公務員宿舎法の九条によつて、特別の借り上げの宿舎として連合会の所有している宿舎を借り上げておりますね。これを特借宿舎といふように言つておきますけれども、これの連合会と国との間の建物の使用契約關係はどういうふうになつてゐるのでしょうか。

○篠田説明員 連合会で建ててもらつております宿舎を國が國家公務員宿舎法の公務員宿舎として借りておりまして、これを公務員宿舎法上の宿舎として使用することになつております。これに対する借料は、建設費に六・五%の利子分を加えまして、さらに連合会がこれに対し支払います公租公課及び火災保険料を加えまして半年賦で支払つております。

○増本委員 政府からいただいた資料によりますと、この貸借關係は、国の会計年度ごとに毎年度契約を締結し、毎年更新できる、こういうふうになつておりますね。そのとおりなんですか。

○篠田説明員 さようでござります。

○増本委員 そうすると、この更新のたびに賃料を引き上げるというふうなことが本来可能なのですか。その点はどうなんですか。

○篠田説明員 連合会と国との間、実際を申しますと、連合会の理事長と各宿舎を管理いたしております財務局の総務部長との間の契約で、賃借料の計算として六十年借りるといふ計算上の問題でござります。実際、借りるのは六十年と書いてございませんが、毎年更新できますけれども、その建設費、さらに六十年間の利息、それから先ほど申しましたように公租公課、保険料というものを加えてやつております、それを毎年同じようにやつておるわけあります。

○増本委員 每年一つの建物については定額で、それが全然変わらないわけですね、一つの建物についての賃料単価そのものは、

○増本委員 しかもそれが年六・五%で、六十年の半年賦、元利均等償還を基準にするということになつておるわけですね。本来公務員宿舎といふのは、やはり國が責任を持つて建てるべきものですね。それを連合会の資金で建物を建てて、全面的に國が借り上げてやるわけですから、これでは賃料の改定ということが全くできない仕組みになつていると思うのです。私はもつと借り受け料をそういう意味では引き上げる。それから、この事業計画を見ますと、ことしは借り上げ分、特借宿舎のために回す金というものは前年繰り越しの二十三億円以外にないということになつてゐるので、来年以降も絶対にもうこれからは國が全部責任を持つといふこの二つの態度をきわどくとどるべきだ。そしてその資金の運用はやはりもつとばかりの組合員の福祉のために使うべきであるといふように考へるのですが、政府はどのようにお考えでしうか。

○愛知國務大臣 これは御指摘のとおり、國が直接受けるべき筋合のものであるといふように考へておられます。ところが、やはり沿革的に非常に宿舍の要望が強い。それから國としての建設が意に満たなかつたというふうなことで、昭和三十七年度でござりますが、共済組合連合会の仕事の一環として認めるこになりまして、自來相当の宿舎の建設等に当たつておりましたが、ただいま御指摘のような御議論もございましたから、四十八年度ではもうほんとうに特定なものだけにとどめられてほかのものはやめることにして、そして資金は直接公務員の福祉厚生のために使うようにいたしましたわけでござります。今後ともその方針でまいりたいと思います。

○増本委員 やはり最初に申し上げましたよううに、年金といふものはそれだけで生活ができるようだ、その保障の水準を引き上げると同時に、実質的な価値の維持の調整のためにスライド制も十分に取り入れてやつていくように私はすべきだといふように思つてます。そういう点で、政府のひとつ今後とも一そら抜本的な改善を強く要求しまして、私の質問を終ります。

○篠田説明員 変わりません。

質的な価値の維持の調整のためにスライド制も十分に取り入れてやつていくように私はすべきだといふように思つてます。そういう点で、政府のひとつ今後とも一そら抜本的な改善を強く要求しまして、私の質問を終ります。

○木村(武千代)委員長代理 次に、広沢直樹君。

○広沢委員 年金制度の問題につきましては、各種共済組合の年金から厚生年金、あるいは国民年金、いろいろ種類がありますけれども、その究極とするところは、やはりいまお話をありましたよ

うに生活できる年金、将来の生活安定が確保できる制度にしていかなければならぬ、こういうことになつてゐるわけです。しかし、それぞれ年金制度の沿革といいますか、今までの経緯から考へて、それぞれの土壤が違う立場で順次でききてき

うことは——まあ私も社会保障として将来は一本化すべきではあると思ひますが、しかし、そこまでなかなかいかない。そこでそれぞれの分野において順次改善がなされていくわけですが、それ

がれども、やはり今日年金制度といふものを抜きして福祉の充実をはからなければならぬといふ観点に立つならば、当然これは生活できる年金という立場から、その具体的な構想をまず立てる必要があるのではないかと思うのです。部分部分にそれぞれの充実をはかつていくことも現実の問題としては当然ありますけれども、これからは成長より福祉へといふことで、成長と福祉、こういった問題の乖離がますます目立つてきている今日でありますから、これを是正していく将来にわたる基本的な構想といふものを当然政府は示すべきではないか、こういふように私はまず大きく考へておるわけですが、ます大臣に、その方向をひとつどういうふうに考えていかれるか。

○増本委員 やはり最初に申し上げましたよううに、年金といふものはそれだけで生活ができるようだ、そのバランスを考えていくということは当然考えら

れる問題だと思いますが、大臣も先ほどは一本化の傾向は将来必要だということをおつしやつておられるので、そういう基本的な構想といふのを一べんお聞かせいただきたいと思います。

○愛知國務大臣 将来の理想としては一本化すべきものである、かように私もかたく考えておるの

でありますけれども、実際の問題といたしますとこれは非常にむずかしい問題でございます。したがつて、基本的な考え方を頭に置いて漸次ならしめていくといふ方向をたどつてまいりたい、こう思つておりますので、今回の国家公務員共済制度の中におきましては、給付の充実その他、他の方向、政策とできるだけ相照應してやつていけるよ

うにしていふところに相当のくぶつをしておるつもりでござります。

○広沢委員 ですから、そういう基本的な問題のもとに、いまの国庫負担の問題についても使用者の負担あるいは被用者の負担の問題にしても基本的な方向が示されてくるのじゃないかと思うのですね。

そこで、具体的にこれからお伺いしたいのですが、まず四十八年の二月三日に国家公務員共済組合審議会から答申が出ております。大臣が諸問

されたことに対する答申であります。大臣が諸問

ますとまず第一には「恩給法等の改正に伴う措置については、共済組合としては受動的にこれを受け容れざるを得ない立場にあるが、」その各項目の

中には、むしろ取り上げるのがおぞきに失した、それからもう一つには「相變らず筋のとおらない教済に終つていてる部分も目立つ。」といふように言

われているのですね。それに対しては非常に遺憾だということを冒頭に述べられているわけです。

○増本委員 やはり最初に申し上げましたよううに、年金といふものはそれだけで生活ができるようだ、その次にはスライド制の問題がありますけれども、こういふ答申を受けられて、その点をどのように認識されているのか。いまここに申し上げたおぞきに失した面もありますが、筋の通らない教済に終わっている部分が目立つて、こういふことあります。それはどういうふうに受け取られておりますか。

会の答申の御指摘がございましたけれども、要するに恩給追隨と申しますか、恩給にならって改定するのがいかがであろうかという御指摘であると思います。そこでこの問題につきましては、先ほど来大臣からも御答弁申し上げたとおりであります。されども、何んにも現在の年金制度が恩給あるいはまた昔の共済組合制度、年金制度を統合して発足した制度でございますので、その期待権なり既得権という問題もござります。いまの年金額をどういうふうに計算しているかと申しますと、新法施行前の恩給期間の分は恩給のとおりの計算をいたしまして、新法施行後の期間の分は新法で計算して、それを合算して支給して年金額にするというやり方をとっております。したがいまして、恩給期間の分につきましてはどうしても恩給受給者との均衡をはかる必要があるわけでござります。それから新法施行後の期間の分は、確かに新しい制度として社会保険として出発した制度ではございませんけれども、現在の新法の年金受給者を見てみますと、その在職期間のうち、過去の恩給制度の適用を受けていた期間の占める割合が非常に高い、七割以上になつておりますので、その均衡という問題もあるわけでござります。そこで現段階におきましては、先ほど来大臣からもお答え申し上げましたように、恩給の改定方法にならって改定をしていくというのが実情でござりますが、審議会の御指摘もあることと申しますので、今後他の公的年金制度との関連も十分考えまして慎重に検討してまいりたい、そういう態度でやつておるわけであります。

下げる問題等については、やはり生活の安定ということをまず考えた上での年金の基本がありますから、やはり今日の物価はこういうよな上昇期、あるいは経済が成長期にある間といふものでは、物価の上昇に従つてこれに対するスライドというものを考へるのは当然じゃないか。これは厚生年金のほうについては、御承知のように恩給法等でも考へられておりますよに、このスライド制といふものを今度取り入れるわけですね。
ですから、二つに意見が分かれて答申が出てきていることに対し、当局としてはどういふふうにお考へになるのかわからぬというわけはないと思うのです。やはり主体性を持つてある当局のほうとしてはスライド制というものを必要としているのだとお考へになっているのか。その点いかがでしょら。

○愛知国務大臣 別途御審議を願つております厚生年金等についても物価スライド制に踏み切りましたことは御案内のとおりでございます。したがいまして、今回の国の共済組合については、そういう方向はこの御答申にもあるよな経緯もございましたので採用いたしませんで、恩給方式といふか公務員ベース引き上げ率を採用いたしたわけでござりますけれども、やはりこの御答申の全体を流れる趣旨ですね、そしてここにこの中の第四項にありますように、二年前建議した線に沿いつゝことござりますように、これはできるだけ他の社会保険制度と同じような考え方でいくべきであるということが、私には底に流れているように思われますので、今後の方向といたしましてはスライド制というふうなものをまじめに前向きに考えていくほうがよろしいのじやないだろか。
すでにこの審議会に対し、當時大蔵省といたしましても物価スライド制ということはいかがでしようかといふ趣旨の御研究を願つた経緯もござりますから、その方向でいくほうがいいのではなからうかと、現在のところはさよう考へております。

○廣沢委員 それでは次に、年金財政の問題について簡単にお伺いしておきたいと思います。
これは先ほどからいろいろ問題が出ておりましたとおり、ベースアップ二三・四%の引き上げを要する費用について一体これはだれが負担するのかという問題であります。先ほども旧法との引きには國が負担した、新法になってから社会保険的な色彩を持ってきたので、いわゆる三者負担といふことになつておるわけでありますけれども、私はむしろ先ほどから皆さんがおつしやつておられるように、やはり國が負担すべきではないか、こういうふうに主張しているわけです。
というのは、インフレによつて物価がどんどん上昇していくと、それはもちろん年金の引き上げということをやらなければいけないことは、これは当然のことですね。そななつてくれば、年金の原資の日減りすることは当然のことです、引き上げていくわけですから。それを負担する場合に、あくまで社会保険的な意味であるから三者負担にすればいいというような考え方ではなくて、やはりこういうような非常な上昇期におけるインフレ的な傾向になつてくるといつもの、これは別途経済政策の問題があるわけでありますから、当然國が制度的な——静態的な経済状態のときは負担していくべき方向で考へるべきじゃないだらうか。片方の経済政策のあり方といふものの失敗として、こういう場合においてはやはり國が負担していくべき方向で考へるべきじゃないだらうか。片方の経済政策のあり方といふものの失敗によつていわゆる急激なこういう上がり方をする、それに見合つた年金の引き上げをしなければならぬという問題について、あくまでもそのためにはやはり、これは三者負担であるから保険料はどうしても上げなければそこまでいけないので、財源がないのだというような考え方でくることについて、被用者としては納得できないわけですね。

更多書評、影評、讀書會活動請到 [我的網站](#) 請勿盜用

おきたいわけあります、もう一度これに対するお答えをいただきたいと思います。

○辻政府委員 年金の改定の原資の負担をどうするかということにつきましては、いろいろ御議論のあるところでございます。ただいまお話をございましたように、全額国で見たらどうかという御意見も私どもは承知しておりますが、しかし社会保険は申すまでもなく社会連帯の思想を根幹としているわけでございまして、相互の救済を目的とする制度でございますが、この社会連帯の考え方と申しますのは、必ずしも同世代の連帯だけではなくて、世代間の連帯ということの中に含まれるのではないか。そういたしますと、過去の組合員に対しまして給付の負担の一部を現在の組合員が負担する、あるいは現在の組合員に対する給付の負担の一部を将来の組合員が負担するということは、社会保険の本質から見て決してそろ不合理なことではないのではないだらうか。そういう考え方方に立ちまして、厚生年金等他の社会保険につきましてもそういう三者負担という考え方でいっているわけでござりますし、先ほどもお答え申し上げましたように、諸外国におきましても、特にその分の改定の原資だけを別の負担でやるという方式はとっていないようでござります。またかりにそういう改定の原資を現在の組合員に負担させるのは無理ではないかというお考え方もあるうかと思ひますけれども、そりだからいって直ちに一般納税者の負担による國庫負担に依存すべきだという結論にもならないのではないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。そこで他の社会保険の例等にならいまして、現在のところは三者負担でいくのが妥当ではなかろうかというふうに思つておるわけでございます。

○広沢委員 何も国が社会保険について全部税金でまかなえと言つておるのでないのですけれども、やはりその背景的に経済のそういういろいろな運営の問題上において起こつてくる問題については、それについての引き上げは、スライドの問

題もありますけれども、やはり国の負担といふものの方があるあるかということを考えてみなければならないという観点からいま申し上げたわけであります。

でござります。それぞれ制度の沿革等もございまして、いまのような方式がそれこそ分かれているわけでござります。特に、それによつて片方は有利であるとか不利であるとかいうことはないもの

給付時と変わりはないのではなかろうかと思いま
す。

というのも当然上げるべきじゃないかと私は思うのですがね。

○広沢委員 それは私は、いま言つようになつて差が生じてくるのじゃないかといふうに考へてゐるの

これは先ほどもお話をありました給付の内容の
関係について、これは実質的には共済のほうも優

そこで、国庫負担の問題が出ておりますので、これにからんで二、三点お伺いしておきたいのですが、一つはいわゆる厚生年金においては給付時に支払う、それから失業保険もそうですが、共済年金のほうにおいては掛け金のときに保険料を払ふことのない現状がある、これが二つ目で、

○広沢委員 ちょっと、言つてはいる意味がわからぬかたのかもしれませんけれども、やはり、給付時において國が負担する場合と、保険料を納めるとときに國が負担する場合と、当然そこに、保険と考へております。

ですがね。その場合に、当然国がそこで見直して国が負担するのか、あるいは保険料で持つのかと
いう一つの問題点が現実に、これはいろいろなる
のにもそろい、うふうに述べられて いますけれど
も、現実にそうなつて いるんじやないですか。

遇されているんだ。大体二〇%—五%が同じ關係になつてくるんだ。という御説明もあつたようですがれども、それはそれとして、國庫負担の割合として考えた場合においては、やはりこれは、いまの一つの、先ほど申し上げたように大体見合つてゐるに過ぎない。一応この本題を終つて、

に記載するときの食費を日用品費とする。
になっているわけですね。この問題については、やはり給付時払いと掛け金の負担時払いというのでは、これは経済が変動しておる関係上所得水準も上がってきておるわけでありますから、当然そこに財源の差といふものが出てくるわけですね。その点はどういうふうにお考えになつておられるのか。いままで共済のほうではむしろ掛け金負担時

料を納めたときの国の負担一五%ですか、厚生年金や失業保険については給付時に二〇%負担するわけでしょう。ですから、先に負担割合をもらつてあるか、あるいは給付時ですからそのときにもらうかということにおいては、経済は変動しておりますから、当然給与水準も上がつたりしておりますから、そこに財源的に差が出てくるので

○社政府委員 たとえば共済年金の場合について、国が負担する率は一五%でござりますと、これが、先ほど来御指摘のように提出時に負担をいたしているわけでございます。そこで、給付の改善、年金額の引き上げ等が行なわれて種々立て金が不足いたしますと、その不足財源はどうするかと申しますと、やはり同じ、一五%は国が

○社政府委員　ただいまのわが国の年金制度は、大体統一的でござる。一本化の体制におおむねこころと考へていく場合においては、内容の問題も別にあります。割合としては、どういうふうに一五%の國庫負担の割合を二〇%にする、合わせていくというのは当然じやないかと私は思ひます。がね。この点の考え方をもう一べんお聞かせいただきたいと思うのです。

扱いといふものを中心にものを考えてきたようではあります。今日のよきインフレが非常に進んでいるといふような時代においては、やはりそこに大きな負担のギャップといふものが出てくるんじゃないか、どうなことが一つの問題になつてゐる

はないかということなんです。
ですから、それについては、あとで補てん財源
で補てんするか、あるいは何らかの方法を講じて
いかなければ、こういう一とおりの国庫負担のあり
方においては問題が生じてくるのではないかと

持つという原則が確立しておるわけでござりますので、そこは提出時であっても給付時であっても変わりはないのじやないかと考てております。

○**高沢委員** それじゃ次に、先ほどもお話をありました費用負担の割合の問題で、いまの、組合員が

いろいろな制度に分かれていますので、先ほどお大臣からもお答えいたしましたとおり、これをどういうふうに調整していくかあるいは統合の方向に進むかという問題は確かにあるわけございまして。しかし、それはそれといいたしまして、現在の

○社政府委員 年金の田庫負担の方式につきまして、ただいまお話しのように、給付時に負担をいたしますか。あるいは拠出時、掛け金を納めるとさきに負担いたしますがつづきましては、これまで

いうことです。その席をどうするかということをいまお伺いしているのです。それはどちらの方法をとつたって、結局国庫負担には違いないわけです。ですから、いまの保険料を納めるとき問題があるならば、その差をどういう形で埋めるかとい

四二一・五、使用者が四二一・五、国の負担が一五〇%、こなべらゆに負担割合がなっています。そんで、三十四年ごろには、国の負担が一〇%で、それぞれ四五ずつ、こういうことになっておったたけであります。現実は、国庫負担の割合一五〇%

制度で考えてみますと、先ほども御答弁申し上げましたが、厚生年金の給付の水準と共済年金の給付の水準とを比べてみると、年金の額も違つてまいりますし、それからもう一期間も違つてまいりますので、全体として見ると、共済年金を一〇

いろいろな方式がございまして、御議論のあるところどころでござります。共済はただいま拠出時負担をやっております。ほかの年金制度を見ましても、国民年金につきましては原則として拠出時の負担でござります。厚生年金につきましては、御承知

うことをはつきりしておけばいいわけであります。その点をお伺いしたわけです。

に、共済年金のほうはなっているわけですね。
そこで、厚生年金のほうは、現実は四〇・四〇%
の、国庫負担二〇%、こういうようになつていい
わけですが、これも先ほどお話がありましたよ
に——これはまたわれわれの主張としている共済

のように給付時の負担でいたしておるわけでござります。これは保険の教理の面から見ますと、拠出時であるうとあるいは給付時であるうと、保険料あるいは支給をされます年金額には何ら変更がないわけですが、まして、教理に関する限りは、拠出時だから保険料が高くなるとか、あるいは給付時だから年金額がふえるという問題はないわけ

定でござりますとかいろいろやつてまいりますと、そこに積み立て金が不足してまいりますので、その分の過去勤務債務の財源をどう負担するかといふ問題が起これってまいりますことはお示しのとおりでござります。しかし、その分につきましては同じ割合で三者負担なら三者負担でやるわけでもございますから、そのところは、拠出時と

提案の中では、この主張は、当然これは国庫負担をもつと大きく考えていかなければならぬこと、うことをわれわれはあるべき姿として要望いたしておりますけれども、現実の問題として、負担割合といふものは、いまの厚生年金、いわゆる被用者年金の柱になつておりますそういうものを中心にものを考えていくならば、国庫負担を

年金の場合には二〇ということで差を設けているわけでござります。

なお、ちなみに各国の年金制度の国庫負担について申し上げますと、御承知のとおり、西ドイツ等では大体一五%程度の負担がございまして、イギリスでは二〇%から二五%程度の負担がございますが、その他の諸国、アメリカは国庫負担は

○広沢委員 それから、厚生年金は一応被用者年金の柱になっているわけですから、そこでこれは一つの基準と考へていけば問題点があるかも知れませんが、将来のことを考へる一つの基準として考へて、いつた場合に、いま現実にそれそれ立場があると思うのです。公務員の特殊な身分といいますか、そういう形でいまの共済があるわけですから、それけれども、その第一条によりましても「公務員の能率的運営に資する」という一つのなにが、目的としてついているわけです。ですから、社会保険的な要素もあるけれども、換言すれば、また労務管理的な性格もこれは一つ含んでいるわけです。もちろん、総理府の社会保障制度審議会においても、企業年金的性格を加味するというふうにいわれておりますから、当然その点はそちらどうかと思うのです。

ですから、もちろん厚生年金よりも、一般的な社会保険としての考え方よりも、加味されているわけですから、多少有利な条件であるのは当然じやないかということは言い得ると思うのですね。将来においてこれが完全に一致していく段階においてはその点は違いますが、現状においてはそういうことは考へられるわけです。ですから、国庫負担の割合が多少そういうふうに多くなつてもいいのじやないかというふうな感じを私は持つておるわけなんですがね。そういう意味からすると、負担割合だけを考へた場合に、いま言ふように前に一〇%だったのを厚年の一五%に合わせてやつてきた経緯があるわけですね。それは割合を元で考へていても、もうこれは二〇%の国庫負担の割合に当然すべきじやないか。将来においては国庫負担の割合をもっと大きくして、そして被用者の負担といふものをもっと軽くしていくといふことになつております。全体として見ますと、わが国の年金の国庫負担というのは相当な水準ではなかろうかというふうに考へております。

うことは、これはわれわれの主張しているところでありますけれども、現実の問題としては少なくともそこまで毎年毎年の状況を考えた上で改正すべきではなかつたのかと思うのです。今後の改正にはこういう問題があがつておりますが、この点いかがですか。

○辻政府委員 確かにかつて共済年金の国庫負担率一〇%、厚生年金が一五%ございましたのを、それぞれ一五、二〇という現在の水準に引き上げましたことは事実でございます。しかし、また先ほど来申し上げておりますように、諸外国に比べましても、現在の国庫負担率は相当な水準に達しているというふうに考えておりますので、これをさらに全体として引き上げていくのはいかがであろうかという考え方を持っています。

それから、厚生年金との均衡の問題につきましては、先ほどお答え申し上げたとおりでござりますので、現在の段階では、いまの国庫負担率で適切なのではなかろうかと思つておるわけでもあります。

○阿部(助)委員 議事進行……。

○木村(武千代)委員長代理 速記をとめて。
〔速記中止〕

○広沢委員 続行します。広沢直樹君。

○広沢委員 次に、通算退職年金制度のことについて若干お伺いしておきたいのですが、これは厚生年金のほうは、掛け金の期間によつて老齢年金の水準といふか、それをもつてることになつてゐるわけですね。ところが共済の通算退職年金のほうにおいては、期間に応じて出されれども、かけた人の年齢によつて減額する、こういうふうになつていますね。たとえば極端な一つの例をあげますと、五十五歳から入つて六十歳まで、この五年間というふうに考えてみた場合においては、これは全部もらえるわけでありますけれども、共済の場合においては七十九条の二の第四項によれば、ある程度その期間といふものを減額率をかけて減額するといふふうになつていてます。こ

はやはり長期にわたって公務に従事するという意味合いが含まれているとは思うのですけれども、こういった問題については、やはり厚年と同じように制度を改正していくべきではないかと思うのですけれども、この点いかがでしょう。

○辻政府委員 通算退職年金の制度が発足いたしました前には、退職一時金の制度があつたわけですが、そこで通算退職年金の制度ができると、通算退職年金の原資として必要な分を凍結と申しますが、それを引きまして、残った額があれば退職一時金として支給をするということにいたしたわけでござります。しかし、ただいま御指摘のように、通算退職年金の支給に必要な額がその退職一時金の額を上回る場合には、ただいまお話をございましたように通算退職年金の額を調整するということになつておるわけでござります。

ただ、共済年金の場合には、厚生年金の通算年金制度と違いまして、死亡一時金、これは通算退職年金を受けることがなくてなくなつた方の遺族に支給する制度でございます。そういうものもございまして、返還一時金と申しまして、通算退職年金の支給開始年齢である六十歳の時点で通算退職年金の受給資格を取得しなかつた者に支給されるというような制度もござりまするものですから、必ずしも共済年金のほうが不利だということにはならないわけでござります。ただいま御指摘の点につきましては、退職一時金のあり方とも関連する問題でござりますので、将来の課題といたしまして慎重に検討させていただきたいと思います。

○広沢委員 社会保険的な意味合いをもつて考えておきますと、どうしてもやはり厚年でやっているような、そういう方向に共済年金のほうもある程度考え方直していかなければならぬと思います。制度によって、これは一時金とかいろいろなものがありますから、その点の違いを加味していふものは私も考えてはおりますけれども、この点についてはこういったところまでこまかく考えていかなくて、やはりこれは制度として社会保

限的な性格をこれからますます強めていかなければならぬ、こういう立場にあるわけでありますから、それについては先ほど言ったように、企業性を持たしたという意味を加味されている面については、いろいろ厚年と同じような、ある程度そういう一つの大きな社会保険的な意味合いを強める意味から考えていつても、これは考えていくべき問題じゃないかと思うのですが、よくそれは御検討いただきたいと思います。

次に、遺族年金の問題について若干お伺いしておきます。

○辻政府委員 遺族年金も退職年金とともに生活を保障するという意味合いで、これがなければならないわけです。ところが遺族の場合は退職年金の二分の一、そういうふうになつておりますが、これは二分の一ときめられた根拠というのはどういうふうになつているのか、まず御説明いただきたいのです。

○広沢委員 私は現実の問題として、やはり先ほど申し上げたように、生活保障的なものである、安定的なものであるというならば、現実にこれはほかの年金制度もみなそうですが、二分の二で適切であるかどうかということを考えていかなければいけないんじゃないかということを指摘いたしておるわけですねけれども、やはりこの点も検討する問題じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○辻政府委員 確かに御指摘のとおりであります。今後の問題として検討すべき問題であると思ひます。

ただ、一つ申し上げておきたいのは、被用者の妻の年金制度における取り扱いの問題とからむわけでございます。被用者の妻は、現在国民年金に任意加入できるということに相なっております。そこで妻が寡婦になるといったままで、夫の遺族年金、これがただいま御指摘のとおり二分の一が支給されるといふほかに、本人の分といたしまして、老齢になりました場合には、国民年金の老齢年金が支給されることになつておりますので、そういうような被用者の妻の年金制度上の取り扱いともからむ問題でございます。あるいはまた寡婦と申しましてもいろいろなケースがあるわけございまして、老齢になりました寡婦の場合と子供のない若妻で寡婦になりました場合と同じでいいだらうかどうかといふような問題もあるかと思ひます。いずれにいたしましても各種の年金制度共通の問題でございますので、ひとつ全体の問題といたしまして、将来の課題として検討いたしておりたいと思います。

なお、今回はこの点については触れておりませんが、遺族年金の受給資格要件の緩和とそれから最低保障の引き上げといふことを遺族年金についてお願いを申し上げておるわけでございます。

○広沢委員 最低保障は、これは厚年の改正に合わせて、これは確かに今度アップになつてゐるわけです、二十三万五千二百円ですか。しかし、共済の遺族年金においては、ほとんどが最低保障にひつかつてゐるのじやないか。この実態はどういうふうになつてゐるのか、お示しいただきたいと思うのです。

○辻政府委員 今回の改定後におきまして遺族年金の最低保障の対象になりますものが大体三分の二程度でございます。

○広沢委員 やはり最低保障というものはこれはほんとうに最低を、ここまでなければならぬといふことを保障したものでありますから、これがほど

んど三分の二といふことは、これは非常に異常じやないかと思うのです。やはりもう少し内容というものを検討して考えいかなければならぬ問題じゃないかと思うのです。これは厚年の場合は、たとえば六ヶ月以上で死亡すれば二十年と同水準の年金が出ることになつていますね。そればかり私は試算してみると、今度の改正が行なわれた場合は、定額部分が九百二十円に一応案として出ておりますが、それに二十年ということになれば二百四十九ヶ月ですからそれを掛けたて、さらに平均の標準報酬、それに千分の十、それにまた二百四十九ヶ月というものを掛けなければ、一応年金額が出てくるわけです。それはたとえば平均標準報酬が六万円に仮定して考えてみると、定期部分のほうがこの計算でいくと二十二万八百円になるわけです。いまのあとのが、比例報酬部分が十四万四千円、合わせて三十六万四千八百円ということになる。そのほか厚年の場合は、これに子供がある場合は加給年金といふものがプラスされることになつておりますですね。相当金額的にもそれは現実に計算して見ますと非常に遺族年金額といふ計算をして見ますと大きくなるわけですが、共済の場合は今度は一年以上といふように改正されるわけですし、そなつた場合に、同じようないふ計算をして見ますと非常に遺族年金額といふものが低いわけです。

ですから、そういう計算のもとに基づいてずっと計算すると、いまおっしゃつたように三分の二くらいがほとんど最低保障以下ですから、最低保障になつてしまふ、こういう結果が出てきているんじゃないかなと思うのですね。こういう内容から考えておきますと、当然これは遺族年金の内容といふものを見ていかなければならぬのじやないかと思ひますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○辻政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この点は各種公的年金制度を通ずる問題であります。ただこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますので、この点についてもやはり組合員の負担と、こういうようになつておるわけですが、それでも、これは当然民間と比べてみてももう少し多く思ひます。たゞこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えのことになりますと、相当多額の財源を要することになりますと、財源率の影響が、やり方

にもよりますがかなり大きいわけでございます。したがいまして、直ちにこの問題を取り上げると、いうのはなかなかむずかしい状況にござります。そういうものを検討して考えいかなければならぬ問題じゃないかと思うのです。これは厚年の場合は、たとえば六ヶ月以上で死亡すれば二十年と同水準の年金が出ることになつていますね。そればかり私は試算してみると、今度の改正が行なわれた場合は、定額部分が九百二十円に一応案として出ておりますが、それに二十年ということになれば二百四十九ヶ月ですからそれを掛けたて、さらに平均の標準報酬、それに千分の十、それにまた二百四十九ヶ月といふものを掛けなければ、一応年金額が出てくるわけです。それはたとえば平均標準報酬が六万円に仮定して考えてみると、定期部分のほうがこの計算でいくと二十二万八百円になるわけです。いまのあとのが、比例報酬部分が十四万四千円、合わせて三十六万四千八百円といふことになる。そのほか厚年の場合は、これに子供がある場合は加給年金といふものがプラスされることになつておりますですね。相当金額的にもそれは現実に計算して見ますと非常に遺族年金額といふ計算をして見ますと大きくなるわけですが、共済の場合は今度は一年以上といふように改正されるわけですし、そなつた場合に、同じようないふ計算をして見ますと非常に遺族年金額といふものが低いわけです。

ですから、そういう計算のもとに基づいてずっと計算すると、いまおっしゃつたように三分の二くらいがほとんど最低保障以下ですから、最低保障になつてしまふ、こういう結果が出てきているのじやないかと思うのですね。たゞこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○辻政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この点は各種公的年金制度を通ずる問題であります。ただこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えしたことになりますと、相当多額の財源を要することになりますと、財源率の影響が、やり方

にもよりますがかなり大きいわけでございます。したがいまして、直ちにこの問題を取り上げると、いうのはなかなかむずかしい状況にござります。そういうものを検討して考えいかなければならぬ問題じゃないかと思うのです。これは厚年の場合は、たとえば六ヶ月以上で死亡すれば二十年と同水準の年金が出ることになつていますね。そればかり私は試算してみると、今度の改正が行なわれた場合は、定額部分が九百二十円に一応案として出ておりますが、それに二十年ということになれば二百四十九ヶ月ですからそれを掛けたて、さらに平均の標準報酬、それに千分の十、それにまた二百四十九ヶ月といふものを掛けなければ、一応年金額が出てくるわけです。それはたとえば平均標準報酬が六万円に仮定して考えてみると、定期部分のほうがこの計算でいくと二十二万八百円になるわけです。いまのあとのが、比例報酬部分が十四万四千円、合わせて三十六万四千八百円といふことになる。そのほか厚年の場合は、これに子供がある場合は加給年金といふものがプラスされることになつておりますですね。相当金額的にもそれは現実に計算して見ますと非常に遺族年金額といふ計算をして見ますと大きくなるわけですが、共済の場合は今度は一年以上といふように改正されるわけですし、そなつた場合に、同じようないふ計算をして見ますと非常に遺族年金額といふものが低いわけです。

ですから、そういう計算のもとに基づいてずっと計算すると、いまおっしゃつたように三分の二くらいがほとんど最低保障以下ですから、最低保障になつてしまふ、こういう結果が出てきているのじやないかと思うのですね。たゞこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○辻政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この点は各種公的年金制度を通ずる問題であります。ただこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えしたことになりますと、相当多額の財源を要することになりますと、財源率の影響が、やり方

にもよりますがかなり大きいわけでございます。したがいまして、直ちにこの問題を取り上げると、いうのはなかなかむずかしい状況にござります。そういうものを検討して考えいかなければならぬ問題じゃないかと思うのです。これは厚年の場合は、たとえば六ヶ月以上で死亡すれば二十年と同水準の年金が出ることになつていますね。そればかり私は試算してみると、今度の改正が行なわれた場合は、定額部分が九百二十円に一応案として出ておりますが、それに二十年ということになれば二百四十九ヶ月ですからそれを掛けたて、さらに平均の標準報酬、それに千分の十、それにまた二百四十九ヶ月といふものを掛けなければ、一応年金額が出てくるわけです。それはたとえば平均標準報酬が六万円に仮定して考えてみると、定期部分のほうがこの計算でいくと二十二万八百円になるわけです。いまのあとのが、比例報酬部分が十四万四千円、合わせて三十六万四千八百円といふことになる。そのほか厚年の場合は、これに子供がある場合は加給年金といふものがプラスされることになつておりますですね。相当金額的にもそれは現実に計算して見ますと非常に遺族年金額といふ計算をして見ますと大きくなるわけですが、共済の場合は今度は一年以上といふように改正されるわけですし、そなつた場合に、同じようないふ計算をして見ますと非常に遺族年金額といふものが低いわけです。

ですから、そういう計算のもとに基づいてずっと計算すると、いまおっしゃつたように三分の二くらいがほとんど最低保障以下ですから、最低保障になつてしまふ、こういう結果が出てきているのじやないかと思うのですね。たゞこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○辻政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この点は各種公的年金制度を通ずる問題であります。ただこの遺族年金の支給率を充実して考えていくべきではないのか、こういうことになりますが、この点についてはいかがお考えしたことになりますと、相当多額の財源を要することになりますと、財源率の影響が、やり方

と思うのですがね。もう一度その点について……。

○辻政府委員 ただいま申し上げましたように、そういう福祉関係の経費を全部共済組合のほうにしょわしているということはないわけですが、的確な比較はなかなか困難でございますが、民間の福利厚生費に比べていま暫として支出をいたしております福利厚生費はむしろ民間を上回っているのではないかと考えておるわけでござります。

それから共済組合のやつております福祉事業の財源でございますが、ただいまお示しのように確かに折半の負担でございます。そこで共済組合の掛けました、負担いたしました掛け金の分については、それぞれ単位の共済組合のほうに繰り入れまして、各省ごとに共済組合の医療でございますとか宿泊施設でございますとかそういうところに充當いたしているわけでございます。そこで国が事業主として負担いたしました半額につきましては連合会に繰り入れまして、まとめて連合会の共済病院でありますとかは共済会館でござりますとか保養所でござりますとか宿泊所でございますとか、そういう福祉事業に充當しているわけでございます。民間の場合でも健康保険組合その他で福祉事業を行なつておる例もございますので、それとの均衡上も現在のやり方で適切なんではないかと思っておるところでございます。

○広沢委員 それじゃ以上で、簡単ですが終わりますが、とにかく答申にありますように、制度的にもやはり問題点がいろいろあると思います。他の年金制度と比べてみても非常に劣つておるというか、非常に差異がある問題もありますし、この点についてはひとつ前向きに取り組んでいたぐれどことを強く要望いたしまして、終わりにいたします。

○木村(武千代)委員長代理 次回は、来たる六日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、なお、来たる五日火曜日、午前

十時より運輸委員会と連合審査会を開会することとしておりますので、さよう御了承を願います。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時一分散会

大蔵委員会議録第十二号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二二四 外國 内國

八一三 こういういつた こういつた

八四九 どなたが どなたかが

九一三 具体的 具体的

一〇一八 見える 見る

一〇二末九 通産局 通商局

一五三三 低抗 抵抗

三一二 ないのです ないです

一〇三末六 まで まで

一四二 仮需 取り扱つた

二三九 一末七 兼任加え 対する

三三九 三末六 片寄らずと 対して

一木村(武千代)委員長代理 お聞きした

二三九 三末六 とどめたいと とどめたと

昭和四十八年六月十一日印刷

昭和四十八年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A